

連続性への希求—香港新界沙田 W 氏族譜の内容 分析を通してみる系譜意識

瀬川 昌久*

Desire for the Continuity: a Research on the Chinese Genealogical Concepts through the Analysis of a Written Genealogy of “W” Lineage in Sha Tin, the New Territories of Hong Kong

SEGAWA Masahisa

要旨

本論文は、香港新界のある宗族が明代中期から清代後期にかけて記録し続けた族譜を分析材料とし、特にその系譜記録に関する族譜本体部分を詳細に分析することを通じて、そこからこの宗族の成員たちがたどった約 400 年間の人口動態を明らかにするとともに、彼らは何を重視し、どのような価値意識に基づいて祖先についての情報を記録し続けたのかについて考察を加えるものである。従来の族譜研究は、序文に記された倫理観や歴史意識の研究、あるいは系譜を用いた著名人の出自の探索などに中心が置かれ、族譜の本体部分である一般宗族成員の生没記録それ自体への詳細な分析が行われることは希であった。本研究はその丹念な分析に取り組むことを通じて、族譜という東アジアにおいて長期的持続性をもつ文化要素の存在理由に迫ろうとする論考であり、また、民衆の中に身体化され儀礼化されて存在するところの超世代的な時間の流れについての意識やそれを超えて持続すべきと考えられた価値について理解することを目指す考察である。

キーワード : 族譜、宗族、価値意識、連続性、人口動態

目次

1. はじめに
2. 族譜の真实性と仮構性
 - 2.1. 香港新界沙田 W 氏族譜
 - 2.2. 信頼度の検証—父と息子・系譜関係の整合性
 - 2.3. 信頼度の検証—生没年情報の真実度
3. 族譜から見える宗族の人口動態
 - 3.1. 人口と寿命
 - 3.2. 世代サイクルと家族形態
 - 3.3. 妻たちの属性

*東北大学東北アジア研究センター

4. 族譜における連続性への希求とそれを支える価値意識

4.1. 「承継」ならびに「附祭」の分析から

4.2. 絶えることへの耐え難き思い

5. おわりに

1. はじめに

本稿は、香港新界の一宗族(注1)が保有していた族譜を分析対象として、その保有者たちが世代や時間の経過を超えた系譜の連続性というものについてどのような意識を有していたのかを解明することを目指すものである。

族譜(注2)は、中国で作られてきた父系出自集団の系譜記録を中心とした文書であり、朝鮮半島やベトナムなど、東アジアの近隣地域でも同様のものが作られた。中国では唐代以前にもその原型が存在したといわれているが、今日の族譜につながる形式のものが多く作られるようになったのは宋代以降であり[多賀 1981: 46 頁]、特に広東省地域など中国南部を見る限り、清代の後半になって著しく多く作られるようになった。そして、中華人民共和国の成立から文化大革命期にかけては作成が中断したものの、1990年代以降再び各地で作られるようになっていく(こうした現代の族譜作成に関しては筆者による別稿[瀬川 2012]を参照のこと)。その意味では、族譜の作成は東アジアにおいて非常に持続性をもった文化要素の1つということができる。

本稿が分析する香港新界沙田 W 氏一族の族譜は、香港中文大学東亜研究中心がそのコピーを所蔵しており、東京大学東洋文化研究所にもその孫コピーが所蔵されている。香港新界地域には、清代やそれ以前から同地に居住し続けてきたと主張している宗族が多数存在しており、その多くが独自の族譜を保有している。沙田 W 氏もその1つであるが、同一族の族譜は収録された宗族成員の生没年等の記録が充実していることから、今回の分析対象として特に選んだ。分析の主たる内容は、当該族譜の内的整合性や矛盾をチェックすることによりその信頼度の評価を行うこと、ならびに記載されたデータを用いて各時代の成員数や寿命、婚姻状況、家族構成などを明らかにし、この一宗族の明代中期から清代後期に至る人口動態を可能な限り再現することである。

ただし、本稿の主目的は、この一族が過去にたどった人口動態の詳細をつまびらかにすることそれ自体にあるのではない。本研究の背景にある根本的な問題意識は、この族譜を編んだ人々が族譜を記載することにどのような意味を見いだしていたか、その記載内容となる諸情報を記録し続けることにどのような価値を認めていたのか、そしてそれらの前提として当該族譜の編纂や記録に関与した人々が、時間の経過と系譜の連続性についてどのような意識を有していたのかを理解することにある。

その意味では、本稿はこの族譜に書き込まれた一連の時代の庶民についての、言説化されない歴史意識・時間意識を明らかにしようとする研究の一環とも言える。過去の人々に関し、その顕在的に言説化された歴史意識を解明しようとするのであれば、『史記』を筆頭とする中国の数多の

歴史書を紐解き、過去の出来事や人物、それらの変遷についての叙述を読めばこと足りるであろう。ただし、そこで述べられているのはその叙述の主体である書き手個人の視点から再構成され再解釈された事象の連鎖であって、庶民の日々の実践の中に身体化され儀礼化された形で存在する時間意識とは次元が異なったものである。

もちろん、族譜の中にも編纂者個人の顕在的歴史意識・時間意識にかかわる叙述が含まれていることがないわけではない。一族の淵源について記し族譜を編纂することの意義を説いた「序文」を冠するのが族譜の標準的スタイルであると言ってよい。格調高い「序文」をもつか否かが族譜全体の品格を決すると考えられており、編纂者自身の手による「自序」の他に、歴代の古いバージョンの族譜の「序文」を連ねて載せたり、さらには一族成員以外から縁故ある知識人士に頼んで序文を寄せてもらった形式にしたりしているものもある。ただ、これらはいわば族譜編纂の書式の一部とも言える部分であり、前例となる自族ないし他族のそれから丸ごと引き写されたものも少なくない。

確かに、こうした格調高い「序文」を付したり、また文字をもって祖先の系譜や事績についての情報を書き記したりすること自体、一族の中でもリテラシーの高い知識人の所行であって、故にそもそも族譜なるものは宗族の一般成員の認識・意識を反映したものではないという見方もできようが、そこに具体的に記載される出生、養取、結婚、死亡等人事上の異動の主体は紛れもなく一般成員であり、その逐一の登記の軌跡を追うことは、庶民が実人生として実践した生命の連続性、系譜の継承過程をなぞることに他ならない。そうした人々の慣習的な実践の中に存在していた非言説的規範や価値意識を明らかにしようとするのが本論の趣旨であり、従来の族譜研究と本研究の目指すものが異なる点は、まさにここにある。

従来、族譜は歴史学、中国文学、思想史、文化人類学等の研究の中で多様な形で利用されてきており、族譜を題材とした学術研究書や、族譜にちなむ研究プロジェクトは後を絶たない。また、族譜そのものを研究対象にしない場合でも、対象となる一族や個人、あるいはそれを含む地域社会の過去を知るための補助資料として、族譜記載の情報が援用されることも少なくない。族譜自体を研究分析の対象とした学術研究の代表的なものは、多賀秋五郎の『中國宗譜の研究』[多賀1981]であり、同著はそれが扱っている時代の広範さならびに分析対象とされた具体例の多さにおいて、今日なおこれを凌駕するものが見あたらない。それは族譜の書式の時代変遷や地域性、記載内容から読み解かれる各時代の宗族の成員統制のあり方や族員教育のあり方などの分析に及び、中国における族譜研究の多くも同著に言及している点で斯学の基本文献と言える。

ただ、こうした従来の族譜研究は、族譜編纂の形式の変遷を明らかにしたり、「序文」や「後跋」、あるいは附載された「家訓」「族規」等を書き記された書き手の顕在的な認識について分析しようとしたりするものがほとんどである。比較的長大で格式高い「序文」を連ねた族譜でさえ、族譜のボリュームの中心を占めるのは個々の祖先や現生成員についての個別情報を記録した系譜部分であるが、こうした族譜の本体部分を逐一丹念に読み込もうとした研究はほとんどない。そうした族譜の本体部分は、個人の生き死に等の人事情報の羅列であるので、たまたまその中に含まれる特

定著名人の系譜関係などを探索の目的とする場合を除けば、単調で無意味な事項の連続のようにみなされ、看過されてきた。

筆者自身による『族譜—華南漢族の宗族、風水、移住』[瀬川 1996]は、族譜の具体的記載内容の中から宗族間の通婚関係や墓地風水へのこだわり、祖先移住伝承との関わりなどを抽出して考察したものであったが、系譜本体部分への読み込みにおいては未だ部分的・表層的なものにとどまる分析であった。そうした系譜記録本体に関しては、当の一族の成員ですら、その全体を暗誦したり通読したりすることはほとんどあり得ないと考えられる。しかし、本研究はそのように従来の族譜研究では素通りされてきた族譜の本体部分＝個人系譜記録の部分を虚心坦懐に読んでゆくことにより、そこから見えてくるものを取り出したいと考えるものである。

ただし、そうした記事をただ読み進むだけでは、まさに羅列的な記録に目を通しただけに終わってしまうので、記録内容を構造的に捉え、各記載事項間の関係を比較したり検証したりすることを可能とするため、本研究では表計算ソフトを駆使し、データとして入力した各記載内容を分析的に操作しやすいように加工することに努めた。具体的には、対象の族譜が所蔵されている東京大学東洋文化研究所図書室に通い、その個人系譜記録部分から一定のフォーマットに従って情報を PC に転写する作業を行った。そしてそのようにして得られたデータをさらに表計算ソフト上で個人ごとに ID ナンバーを付すなど整理・加工して分析を行った。転写には足かけ 5 ヶ月、のべ日数にして 7 日間を費やし、掲載された 1,099 人分の全ての個人情報を入力した。

その後の分析作業は、大きく分けて 3 つの段階からなる。第 1 段階は、この族譜に記載された個人の情報がどの程度事実を反映したものと考え得るか、すなわちこの族譜の記載内容の信頼度がいかなるものであるかをチェックする作業である。族譜の内容が事実であるか虚偽であるかを確定することは、それを評価・検証するための外的な資料が存在しない本件のようなケースについては、本質的には不可能である。ただし、その「信頼度」を推定するための手段が全くないわけではなく、その記載内容の内的一貫性、すなわちデータ相互間の整合性や矛盾の程度を検証することによってそれを推測することはできる。

第 2 の段階は、そのようにして信頼度の「検証」を経たデータのうち信頼できると判断された部分を用いて、この族譜が記録している明代中期 1447 年以降 1838 年に至る 400 年間弱の当該宗族の人口動態を、それらの資料だけを用いて再現し、記述してみる作業である。実際には、第 1 段階の信頼度チェックを経たデータであっても、第 2 段階の人口動態再現において不自然さが明らかとなり、それを元に信頼度を再検証するといった操作も必要であった。このように、データが事実かどうかをチェックする第 1 段階の過程と、データを事実と仮定して進める第 2 段階の過程とは、ともすれば一種の循環論法的関係に陥りやすくはあるが、第 1 段階で「検証」済みのデータについては、第 2 段階で決定的な矛盾を露呈した場合のみ排除することとし、基本的に全て有効なデータであると仮定して分析を進めた。

さらに、本研究の第 3 段階では、上記の第 2 段階の分析を通じて描き出された宗族成員の動態の中から、系譜関係の継承に関わる部分を抜き出して分析した。すなわち、本稿の中心的テーマ

である系譜の連続意識についての考察に資すると考えられる事例を抽出し、それらをもとに彼らが時間を超えて継続させようと希求したものが何であったかについての考察を行った。

このように、本研究は族譜を補助資料として利用することによって何か他のことを解明しようとする研究ではなく、族譜とは畢竟何であるのか、何のために人々はそれを記録したのかの解明を通じて、族譜の編纂主体ならびにその記録の対象となった人々が時間の推移やそれを越えた持続性というものについて有していた非顕在的な意識を明らかにしようとするものである。

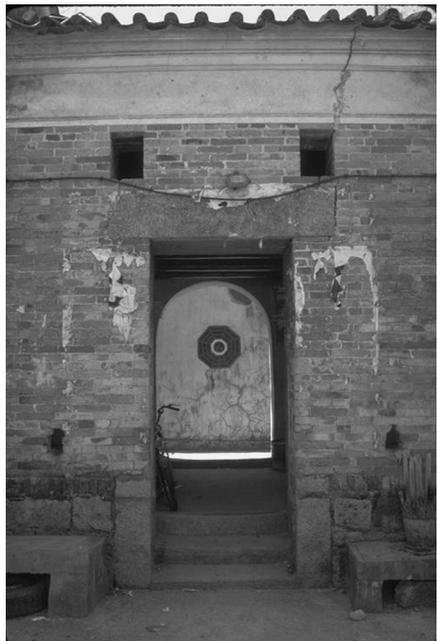
2. 族譜の真実性と仮構性

2.1. 香港新界沙田 W 氏族譜

本稿において分析対象とした香港新界沙田 W 氏族譜は、香港新界中部・沙田近郊にある D 村、T 村、K 村等の集落に居住していた W 氏一族の族譜であり、表題は『W 氏總族譜』と銘打たれている。沙田は九龍に隣接することもあるが、荃湾とならび香港新界の中でも最も早くペットタウン化の進んだ場所であり、今日ではこれらの村落のあった地域も高層住宅街に呑み込まれてしまっている。筆者が初めて香港新界でフィールドワークを行った 1980 年代初めには、ニュータウンの建設が始まったばかりの段階であり、K 村にある W 氏一族の祠堂も見学することができた〔写真 1〕、その後筆者が長期滞在のフィールドワークを終えて帰国する 1985 年までには、高層ビル群も完成し、周囲の土地景観は一変していた。今日、同地を走る九広鉄路の駅名として D 村の名前は残っているものの、多数をなすニュータウン住民たちの中で、ここが明代以来の持続を誇る宗族の本拠地であることを知る者はほとんどいない。

この場所は香港新界の東部から深く入り込んだ入江の最奥部に当たる場所で、平地はもともと多くはないが、入江が徐々に土砂で埋まってできた低湿地を開拓することができる好立地条件を備えていたと考えられる。族譜によれば、W 氏の始祖・建元(注 3)は、原籍が広東省北部の南雄府にあったが、明代成化六年(1470 年)に 14 歳で広府(広州)に移り、さらにその後、今日の香港新界に当たる新安県内の屯門に移住したとされる。そして屯門にしばらく「寄営」して生をたてた後、42 歳(弘治元年・1488 年)で沙田へ遷居して開基祖(地域内における始祖)となった、と述べられている。

ここでの「寄営」の意味するところは正確にはわからないが、屯門が屯田や防衛拠点の置かれた場所であったとされる〔蕭國健 1990: 21-22 頁〕ことから、当初は



〔写真 1〕 W 氏一族の居住する D 村の入
り口の門(1983 年当時)

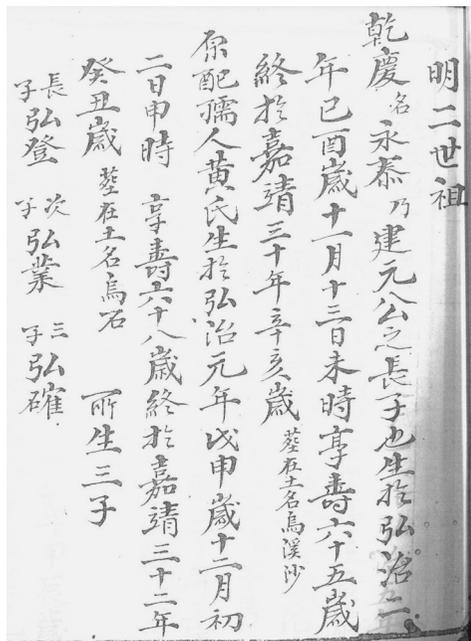
屯田のような形態で入植したことも考えられる。香港新界地域の宗族の過半は清代以降に移住してきたとする者たちで、その中心的部分は客家語系方言を話す「客家」である。これに対し、相対的少数ではあるが、明代やそれ以前に住み着き主要な平野部を広く占拠していたのが、広東語系の方言を話す「本地」の人々であった。W 氏一族は広東語系の「本地」グループに属し、香港新界でも古参の宗族の1つということになる。

族譜には、建元が計2ヶ所に9斗分の「税田」、2碩(石)2斗分の「租穀」からなる田地を有し、うち「民米」(つまり納税分)は2斗1升5合あり、これらは永遠に建元の子孫である「三房」(後出)で等しく分担して納付すべき旨が述べられている(注4)。これはW氏一族が官に対して直接納税する義務を負った、いわゆる「田底」保有者(注5)としての立場にあることを主張したものと解される。これらの土地は、初代・建元以来の所有地として述べられており、宗族全体での共有地に相当するものと考えられるが、合計3石1斗(納税分を除くと2石8斗5合、およそ285リットル)の石高というのは、後日数百人規模に達した宗族全体の生活基盤から考えれば到底それには及ばない微々たるものである(注6)。

始祖・建元以下の子孫たちの系譜記録を延々と記した『W 氏總族譜』は、290頁ほどからなる手書きの族譜である。拙稿[瀬川 2012]で述べたとおり、族譜には多様な形態があり、系譜を図示した系図を含むものから、文章での記述のみもの、逆に系図のみものまでである。このW氏の族譜には系図は付されておらず、前掲の拙稿で用いた分類を用いれば「牒記式世系表」に該当するものである。また、「序文」の類も一切付されていないが、これは一族内で歴代保管されてきた

中で脱落したものか、あるいは香港中文大学が複写・収集する際に遺漏が生じたものなのか不明である。長期の時代にわたって一貫した筆致と形式で書かれた、それなりに完成度の高い族譜であることを考えると、「序文」類が一切付されていなかったとは考えにくい。ともかくも資料としての本族譜には上述した「族譜の本体部分」のみしか存在しないのである。

族譜には、[写真2]に一例を示すように、宗族成員である各男性祖先について、個人名、父親の名前、生年月日時、享年、没年、墓地所在の地名、妻(原姓のみで記載)、妻の生年月日時、妻の享年、妻の没年、墓地所在の地名、息子の数、息子の名前が記されている。これらの情報は、他の多くの族譜においても記載されていることが多いごく一般的な項目であるが、族譜によっては一部の重要祖先について詳しく記載されているのみで、その余は遺漏・欠落

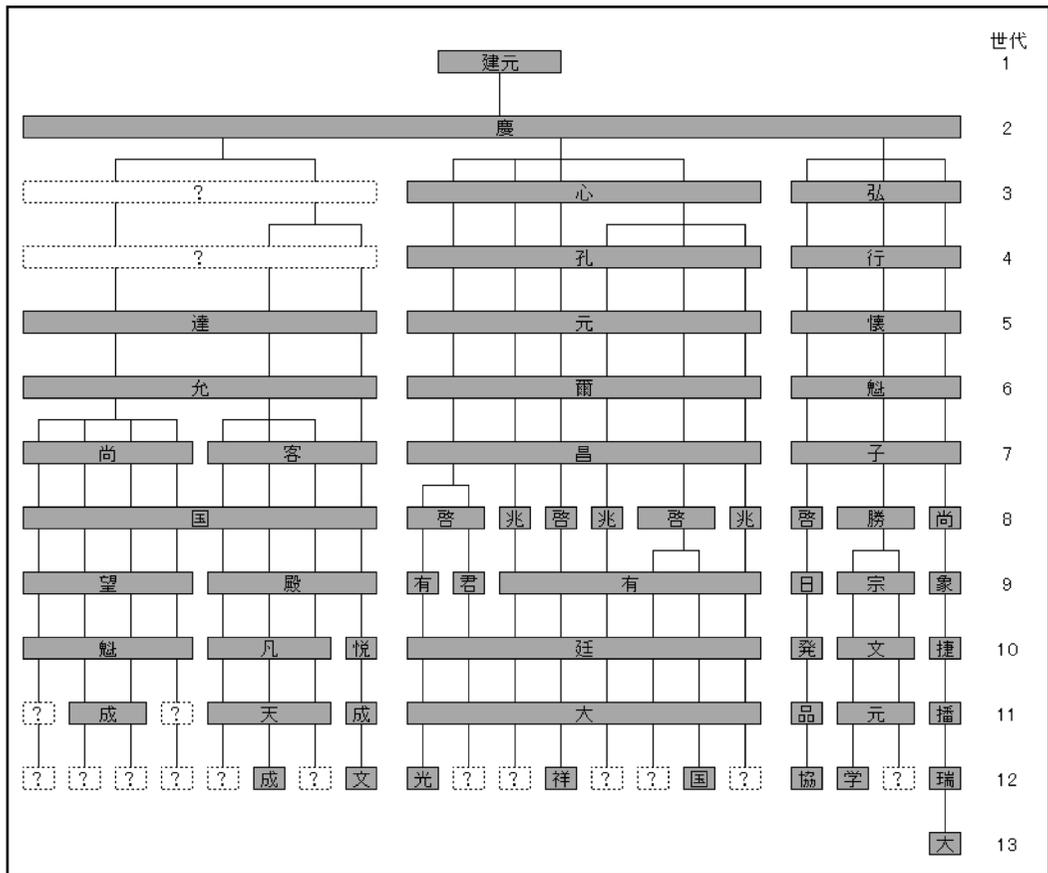


〔写真2〕 W 氏一族の族譜の記載事項の一例

が多い場合も多数見うけられる。その点で、この W 氏の族譜は比較的遺漏が少なく、収録された宗族成員の大半について上記諸項目の情報が記入されている点で特筆に値する。今回の分析対象としてこの族譜を選択した理由の 1 つもここにある。

族譜に収録されているのは、始祖・建元以下、第 14 世代に至る総数 1,099 名で、それらは全て宗族成員である男性またはその妻である。彼らのもとに出生したであろう女子については 1 行の記載もない。また、妻に関しては実家の姓が記されているのみであり、しかも出身村落等の情報は始祖の妻について例外的に記載があるのみで、記されていない。

始祖・建元には 4 人の息子がおり、このうち早逝した次男を除く 3 名の子孫が、W 氏宗族の基本分節となる「三房」を構成している。各世代の子孫たちの名前には、部分的に「輩字」が用いられているが(注 7)、宗族全体で同一の輩字の使用が貫徹されているのは建元の息子である第 2 世代の 4 兄弟についてのみであり、その後の世代では分節ごとに別個な輩字が用いられている。輩字が共通しているということは、それらの人々の間で共通の輩字を用いることについての合意があったことを意味し、分節としてのまとまりが保たれていた証拠であると解することができる。



(図 1) 輩字からみた W 氏宗族の分節構造

[図 1]は輩字の異同を通して見た W 氏宗族内部の分節構造である。ここからわかるように、基本分節である「三房」は基本的にそれぞれ別の輩字を用いており、さらにそれぞれの分節の中でも時代ごとに分節化が進んで、輩字の統一は保たれなくなっていった。第 8～10 世代では、一部の分節内で輩字を再統一しようとする動きも見られたものの、それは貫徹されずに終わっている。

このように、明代中期の 1 組の夫婦に発した W 氏一族は、各世代での分節化を繰り返しながら成員数の増加を見、族譜の最終部分に当たる 1800 年代前半には数百人規模の宗族へと発展していった。なお、各成員の居住地についてはほとんど記載がないので、分節ごとに居住集落が分かっていたか等は不明である。ただし、建元の長子・乾慶の欄の末尾に付記された記述から、彼の子孫(つまり「三房」の中の「長房」)は T 村、K 村を中心に居住していたらしいことがわかる。

以上では、族譜の編纂者の母体でありまた記録対象でもある香港新界沙田 W 氏一族について、族譜の始祖に関する記述の部分を中心にその基礎情報を整理した。以下では、族譜本体のデータについて、その内的な整合性や矛盾点を洗い出し、当該族譜の信頼性について検証してゆく。

2.2. 信頼度の検証—父と息子・系譜関係の整合性

前節において概要を紹介した W 氏族譜であるが、族譜はそもそもが私的な文書であり、その記載内容は現代の住民登録のように出生・死亡等の事実が発生した直後に間を置かず届け出るよう義務づけられているものでもなく、時には 1 世代以上の時間を経ってから、記憶や伝承を頼りに追記されることもあり得るので、錯誤や混乱が混じり込んでいる可能性が避けられない。また、2 つ以上の異なる系譜を無理矢理つなげて 1 つの宗族としての統合を図るなど、特別の意図が働く場合には、強引な解釈や牽強付会な策連によって事実とは異なる要素が入り込むことも考えられる。

そのように信憑性についてはブラックボックス的な存在である族譜について、その記載内容がデータとしてどこまで信頼するに足るものであるかをチェックすることは、本質的に困難である。W 氏の族譜の場合でも、別途その祖先の事績について記録した資料が存在するならば、それとの対照により信頼度を検証できようが、残念ながらそのように参照可能な外部データは存在しない。そこで、族譜内部のデータを相互に突き合わせることで、整合性・矛盾点を浮かび上がらせ、その分布によって信頼度を推し量るという方法をとらざるを得ない。

そこで筆者が先ずチェックを行ったのは、族譜に登場する個人間の系譜関係の整合性である。系譜関係は族譜の記載事項の中でも要に当たる要素であり、仮にその点で矛盾や錯誤が頻見されるようであれば、族譜の信頼度は多に低く評価せざるを得ない。上述のように、族譜には各々の祖先について原則的にその父親の名前、ならびに息子の数や息子の名前が記されている。これらをサンプル間で突合することにより、遺漏や錯誤がないかチェックすることができる。例えば第 6 世 A の息子は 2 名いると記されていて、第 7 世に A を父親とする人物が 2 名登場すれば整合性は確認される。逆に、それらの一致が確認できず、誰の息子であるのかが判然としない事例

が欠けているものであり、その意味ではこの事例に関しては記録の不備・脱漏が推測される。ただ、1,099 名中 1 例のみという低いその頻度からは、同族譜の系譜関係記録が概ね信頼の置けるものであるという判断を導き出すことが可能である。

以上のようにして整理した系譜情報をもとに、族譜に含まれる全 1,099 名の人物の系譜関係を、PC の上で 1 枚の系図として作成した。同系図は、PC 画面上で多くのスクロールを要する長大なものであり、それを本稿に添付することはできないが、その一部をここに示しておく〔図 2〕。また、プリントアウトしたものの全体像を〔写真 3〕として掲げておく。

2.3. 信頼度の検証—一生没年情報の真実度

族譜に記載された情報が、その系譜関係については支離滅裂なものではないということが確認できるとすると、族譜のもっと別な側面ではどうであろうか。族譜の内的整合性の検証のため筆者が次に注目したのは、各個人のデータとして記されている生年・没年および享年である。族譜には、総計 1,099 名の個人が掲載されており、そのうち宗族成員である男性が 595 名、その妻が 504 名であった。それらについて付された生年、没年の情報は、各々元号年と干支で記入されており、また特に誕生に関しては年月日に加え時間まで添えられている。これは、婚姻相手の選定の際に、相性の判断材料として誕生の年月日時それぞれの干と支からなる「八字」が用いられたことによる。これらの個別データのうち、①生年の元号年とその干支、②没年の元号年とその干支、③没年から生年を引いた数字と享年の三つのペア項目は、本来それぞれ一致すべきデータなので、まずはこれらの一致度を用いて族譜内部の情報の整合性を計ることとした。

もっとも、族譜の記載データは 1,099 名の全てについて完全にそろっているわけではなく、これらの項目の一部または全てが欠落しているものも含まれている。これらのうち、上記のように相互チェックが可能な三つのペア項目を全く欠いているサンプルについては、それらを用いたチェックが不可能なので、無効なサンプルとして扱った。

次いで、これら相互チェックが可能な三つのペア項目の全てまたは一部を含むものについて、それぞれのデータの一致／不一致をチェックした。例えば、生年が「乾隆四十八年癸卯歳」とあって、実際に乾隆 48 年の干支が癸卯であれば○、そうでなければ×である。あるいは、「乾隆五十」(1785)年生まれ「嘉慶十七」(1812)年没とあって、享年「二十六」歳とあれば、「1812-1785+1」(注 8)と「26」は一致せず×となる。そうしたチェックを全てについて行くと、1,099 名の全サンプルのうち、生年の有効が確認できたのは 828 名分、没年の有効が確認できたのは 496 名分、そして享年の有効が確認できたのが 391 名分となった。また、345 名分はこれら 3 つのペア項目ともに一致が確認できる「完全有効サンプル」であることがわかった。なお、データの一致が確認できない例の多くは、それについての記載を欠いたデータ欠損サンプルである。

他方、3 つのペア項目のうち一部のみにおいて一致が確認できた「不完全サンプル」については、有効性の確認できた項目を用いて有効性の確認できなかった項目のデータを補正する作業を行った。例えば、生年の「乾隆三十八(1773)年癸巳歳」の元号年と干支の一致が確認でき、没年の「嘉

慶二十三(1818)年戊寅歳」も有効であるのに享年の「五十二」のみが矛盾する場合は享年を 46 歳と補正した。また、生年「乾隆三十七(1777)年壬辰歳」、没年「道光四(1824)年」、享年の「五十三」ともに整合するのに、没年の干支の「甲戌歳」のみが不一致である場合はそれを「甲申」に修正した。そして、このようにして補正を加えたサンプルも、次章で行う人口動態の分析に使用することとした。

有効性が確認できたデータを用いての補正ができなかったサンプルは、相互チェックが可能な三つのペア項目を全く欠いているために既に除外したものと合わせ、「無効サンプル」として扱うこととした。その結果、完全有効サンプルと補正が可能だったサンプルの合計は 881 件となり、無効なものとして除外するサンプルは 218 件であった。1,099 件のサンプルのうち、生没年・没時年齢等の人口動態データが有効と見なされるものは 80.2 パーセント、無効と見なされるものは 19.8 パーセントという結果となった。以上の検証は、あくまでデータとして含まれている数字の形式上の有効性を判断するものではあったが、そこから得られた数字からは、当該の族譜の記載内容は、一部の錯誤やデータの欠落を含むものではありながら、およそ 8 割方において有効なデータを含むものであることが判明した。

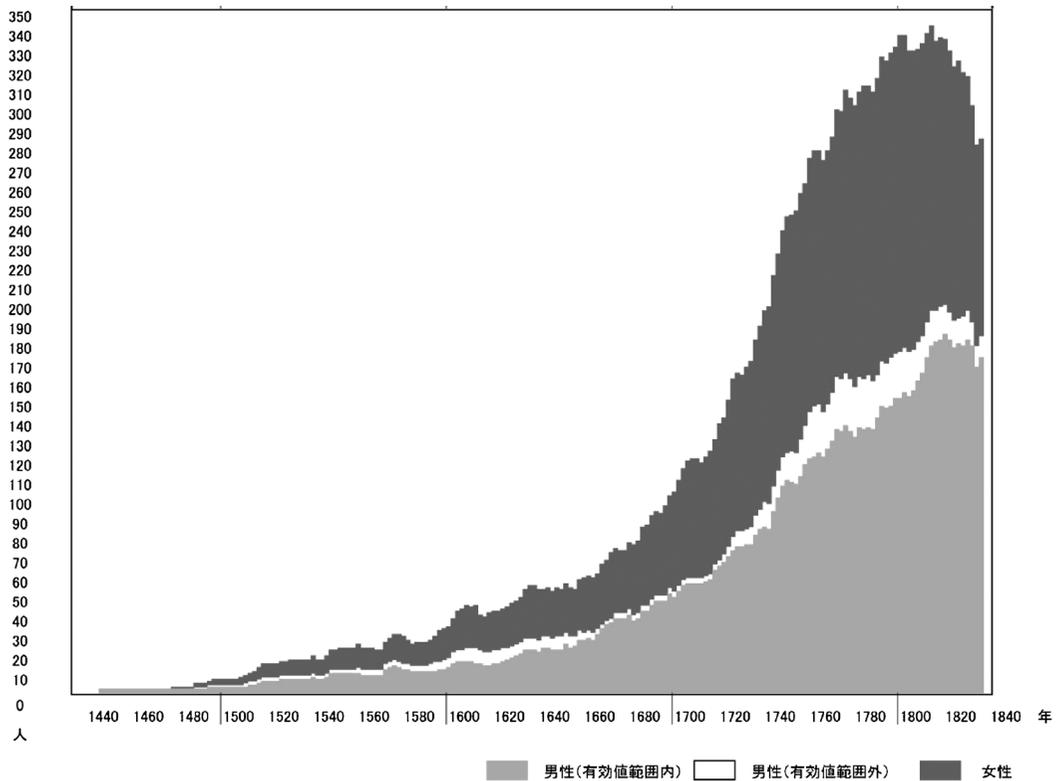
3. 族譜から見える宗族の人口動態

3.1. 人口と寿命

前章では、族譜のデータの信頼度チェックを行い、系譜関係の記録としてはほぼ整合性・一貫性のあるものであることを確認するとともに、生年・没年等人口動態上のデータとなりうる情報に関しても、一部のデータ欠落部分を除けば、形式上は概ね利用可能なものであることを示した。本章では、前章において利用可能な部分として選別したサンプルを用いて、族譜に記載された人々の生きていた時代における W 氏一族の人口動態を、可能な限り再現してみたい。

まず、この族譜に含まれた 1,099 人(人口動態データについての無効サンプルを除外した数としては 881 人)の人々が生きていた時代としては、始祖・建元の生年と推定される正統十二(1447)年から、族譜上で最後の没年記載が確認できる道光十八(1838)年までの 391 年間ということになる。始祖・建元の生年としては、族譜には天佑元年(1216 年)と記載されているが、それでは没年とされる嘉靖二十(1541)年まで 300 年以上も生きていたことになるので、95 歳と記されている享年から逆算して上記の 1447 年が割り出される。このように、始祖の生年についてのいささか神話的とも言える記述から本族譜は始まっているが、これは伝承上の上代祖先に関する情報が開基祖についての記載の中に混入したものかと推測される。

族譜が記録しているこの 391 年間について、881 名の生没年データを用い、年ごとにその時点で生存していたと考えられる人数を集計することができる。[図 3]はそのようにして集計された各年の宗族人口である。ただし、この集計には、宗族成員である W 氏の男性と、その妻だけが含まれている。男性には既婚者も未婚の若年者も含まれるが、W 氏出身の女性については、未



〔図3〕 族譜からみる宗族の人口

婚者・既婚者を問わず全く含まれていない。

グラフ上の最大ピークは、1816年の341人であり、その内訳は男性成員195人、その妻たち146人である。このピーク以降、記録期間末の1838年に向けて人口が減少しているように見えるが、これは実際に宗族の人口が減少したためというよりは、族譜の記録している期間末に近づけば近づくほど族員情報の族譜への把握が未完了となり、若年成員を中心としてまだ族譜には未記入の者の割合が増えるからと推測される。したがって、その年の出生者が族譜記録時期末尾の1838年時点で成人年齢に達する1820年前後までが、実際の人口の趨勢を反映した部分かと思われる。

最大値を示している1816年当時の男性成員のうち、未婚者の数を確認すると93人となる。後述(本章第3節)するとおり、夫婦間の年齢差は僅少である傾向にあるので、男女ともに結婚年齢にそれほど大きな差がないと仮定すれば、W氏一族のもとには未婚の若年男性とほぼ同数の未婚若年女性がいたはずであり、それを加味すれば、当時およそ450人規模の一大宗族コミュニティがこの地に存在したものと推測される。

世代ごと、出生時期ごとの人数の推移は、〔表1〕〔表2〕のとおりである。世代別に見れば、7世代から9世代にかけて人数が急増しており、特に7世代から8世代の間では2倍以上の増加を

〔表 1〕 W 氏一族の世代ごとの人数

世代	全体	男性	女性
第 1 世代	2	1	1
第 2 世代	7	4	3
第 3 世代	18	9	9
第 4 世代	24	12	12
第 5 世代	30	15	15
第 6 世代	31	16	15
第 7 世代	45	20	25
第 8 世代	106	47	59
第 9 世代	183	87	96
第 10 世代	223	119	104
第 11 世代	249	140	109
第 12 世代	151	103	48
第 13 世代	29	21	8
第 14 世代	1	1	0

〔表 2〕 W 氏一族の出生時期ごとの人数

年代	全体	男性	女性
～1500 生まれ	7	4	3
1501～1550 生まれ	17	9	8
1551～1600 生まれ	26	13	13
1601～1650 生まれ	46	24	22
1651～1700 生まれ	92	46	46
1701～1750 生まれ	226	107	119
1751～1800 生まれ	297	164	133
1801～生まれ	184	141	43

〔表 3〕 W 氏一族の平均寿命

	全体	男性	女性
有効データ数(件)	569	295	274
平均寿命(歳)	55.3	56.0	54.6

〔表 4〕 W 氏一族の世代ごと出生時期ごとの平均寿命

世代	世代ごと(歳)			出生時期ごと(歳)	
	全体	男性	女性	～1500 生まれ	94.0
第 1 世代	78.5	94.0	63.0	1501～1550 生まれ	64.8
第 2 世代	67.3	71.7	63.0	1551～1600 生まれ	61.1
第 3 世代	61.1	61.9	60.2	1601～1650 生まれ	59.0
第 4 世代	61.8	64.2	59.5	1651～1700 生まれ	59.3
第 5 世代	58.4	59.0	57.8	1701～1750 生まれ	56.4
第 6 世代	57.5	60.1	54.8	1751～1800 生まれ	49.4
第 7 世代	60.7	63.4	58.5	1801～生まれ	26.1
第 8 世代	57.6	61.4	54.4		
第 9 世代	54.1	53.5	54.7		
第 10 世代	54.2	53.6	55.1		
第 11 世代	42.8	46.0	37.7		
第 12 世代	28.4	28.4	28.5		

示している。これを 50 年区切りの出生時期別で見れば、1701 年から 1750 年にかけて生まれた者の数は、その前の 50 年間に生まれた者より 2 倍以上の増加を見せている。それ以後の族譜の記録期間の末尾に近い時期、すなわち世代では第 10 世代以降、出生時期では 1801 年以降の生まれの者については、人数の伸びが鈍化するか減少に転じているが、これは前述したように実際の人口減少を反映したのではなく、期間末尾に近づくほど未収録者の割合が増えることによるものと考えられる。

次に、各時代における人々の寿命の趨勢に目を転じたい。前章におけるデータ相互間での形式的な整合性チェックにより有効なデータを含むものと仮定して分析に用いることとしたサンプルについて、単純にその平均寿命を計算すれば、〔表 3〕のようになる。全体を通した平均では、55.3 歳という数字が得られ、また男女それぞれの平均は 56.0 歳、54.6 歳となる。さらに世代ごと、ならびに出生時期ごとの平均寿命を計算したものが〔表 4〕である。単純にこの表だけを見れば、

平均寿命はほぼ上の世代ほど長く、より後代になるほど短くなることがわかる。

ただ、これをそのまま事実として受け止めるわけには行かない。そこには考慮しなければならないいくつかの要因が存在する。まず、第 11 世代以降、出生時期にすれば 1750 年代以降、平均寿命は 50 歳を切り、特に第 12 世代や 1800 年代以降の生まれの者については、平均寿命は 20 歳代と極端に若いのが、これには明らかな理由がある。これらの年代、時期になると、族譜記録の終末期に近くなり、収録されている人物の中には、誕生に関する記録のみが掲載されていて死亡についての記録を欠いている事例が多くなる。これらの人物は、基本的に族譜記録の終わる時点でまだ存命の者たちと考えられる。したがって、族譜記録の終末期近くの記載人物で、死亡年次のデータまでそろっているのは、幼少ないし人生半ばで死亡した夭折者が主であると推測される(注 9)。

ちなみに、族譜に記載された最も新しい死亡の記録は、1838 年に死亡した第 11 世代の男性である。したがって、この族譜の記録の終末時点はこの 1838 年かそれより若干遅い時期ということになる。前章の生没年データのチェックの項目で言及したように、族譜の生没年、あるいは享年のデータは完全にそろっているわけではなく、特に没年については 1,099 名の全サンプルのうち、その有効が確認できたのは 496 名分のみであり、またデータが無効な残りの 603 件のうち、538 件までは死亡時期の記載がない事例である。その中には 16 世紀生まれの人物も含まれるので、それら全てが 1838 年時点でまだ生存中の人物であるとは考えられないが、それでもそのかなりの部分は存命中であるために没年の記載が空欄になっている事例と推測できる。

〔表 5〕 W 氏一族 1838 年時点の推定生存者(世代別内訳)

世代	人数
第 1 世代	0
第 2 世代	0
第 3 世代	0
第 4 世代	0
第 5 世代	0
第 6 世代	0
第 7 世代	0
第 8 世代	0
第 9 世代	12
第 10 世代	51
第 11 世代	139
第 12 世代	99
第 13 世代	13
第 14 世代	1
合計	315

そこで、没年情報を欠く 538 件のうち、1748 年以降の生まれの者、すなわち 1838 年時点で 90 歳以下の者は、同時点で「生存者」である可能性のある者と見なすことにすると、それに該当するのは 315 名となる。そして、世代ならびに出生時期によるその内訳を示したのが〔表 5〕〔表 6〕である。これらからは、

〔表 6〕 W 氏一族 1838 年時点の推定生存者(出生時期別内訳)

年代	人数
～1500 生まれ	0
1501～1550 生まれ	0
1551～1600 生まれ	0
1601～1650 生まれ	0
1651～1700 生まれ	0
1701～1750 生まれ	3
1751～1800 生まれ	135
1801～生まれ	177
合計	315

1750 年代以降の生まれ、第 11 世代以降の者には 1838 年時点での「生存者」が多量に含まれている可能性があることがわかる。そしてそのように「未だ死んでいない」長寿者の分が反映されない故に、族譜の末尾に近い部分については単純計算上の平均寿命が極端に若くなってしまうものと推測できる。

では、いわばこうした技術的な制約から末尾近くの平均寿命値が短くゆがめられていることを除けば、その他の部分では平均寿命の推移は実体をそのまま反映していると見なしてよいであろうか？もしそうであるとすれば、明代の生まれを中心とする第 4 世代、第 5 世代あたりより以前の祖先たちは、男女ともに平均寿命が 60 歳を超え、その後の世代よりも数歳の範囲で長命だったことになる。ただ、ここにもいくつかの隠れたファクターの存在を推定する必要があるだろう。

まず注目すべきは、系譜上第 3 世代～第 6 世代にかけての継承が、単線的に 1 名の男子のみで行われていることが目立つ点である。言葉を換えれば、この間の世代における「息子の数」が後続の世代に比して少なく、系譜の構造が幹のみからなるスリムな様相を呈している点である。この時代の出生数が実際に少なかったという可能性も考えられようが、もう一つの可能性として、こうした古い時期の宗族祖先に関しては、全ての男子が記載されず、特に後継のない者を中心に族譜から脱落しているという可能性である。古い時代のものほど、そうした夭折者についての族譜への把握が不完全であると仮定すると、その分古い世代ほど平均寿命値を短くするサンプルが脱落し、全体として平均寿命は長く計算されることになる。

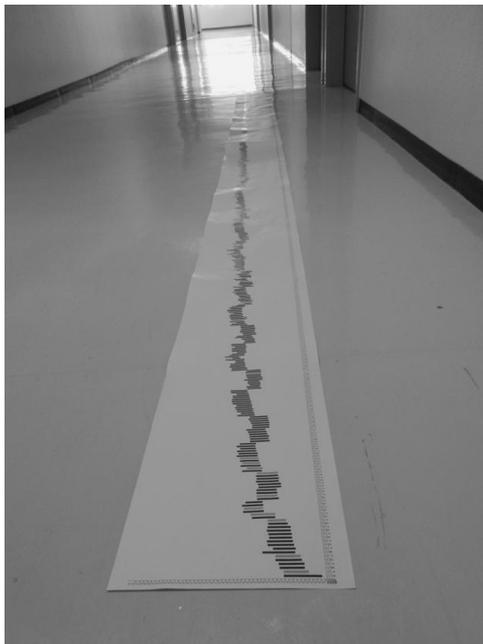
前章で行った系譜関係の信頼度のチェックからは、族譜全体を通じてほとんど矛盾・破綻のない系譜関係が描かれているので、こうした古層部分を中心とした祖先の脱落の可能性は一見低いようにも思われるが、なお一段の検証が必要である。ここから先は世代間隔、すなわち個々の親子関係における年齢差に着目して考察を進めたい。前章で行った「信頼度」のチェックでは、単にデータの欠損の多寡、元号年と干支との整合性のみに着目したので、そこでは「有効」なデータをもつと判断されたサンプルも、それを実際の個人のライフサイクルとして再現してみた場合に、どのような特異性または不自然さが現れるかまでは考慮していない。そこで、[表 7]にその一部を示すように、生没年データが利用できる全てのサンプルについて親子間での年齢差をチェックする作業を行ってみた。

その結果明らかとなったのは、一部のサンプルにおいては出生時点で親の年齢が一桁であるなど極端に若年である例や、逆にあまりに高齢である場合、さらに甚だしくは親の死亡年以降に出生したことになる例などが存在する点である。そこで、親の死後出生となる例に加え、便宜的に男女ともに 16 歳未満で息子を得たことになる事例ならびに男性 60 歳、女性 40 歳以上で息子を得たことになる例を合わせて「不自然値」として扱うことにすると、父親・母親の一方または双方にそうした「不自然値」が認められる例は、「有効データ」を含んでいる全 881 サンプル中に 87 例あることがわかる。

これをさらに可視的に捉えることが容易となるよう、各個人の生存期間を棒グラフで図示する処理を行った。900 人近いサンプルのそれを本論文に添付することは長大になりすぎるのでこ

〔表 7〕 親子間年齢差チェック(一部)

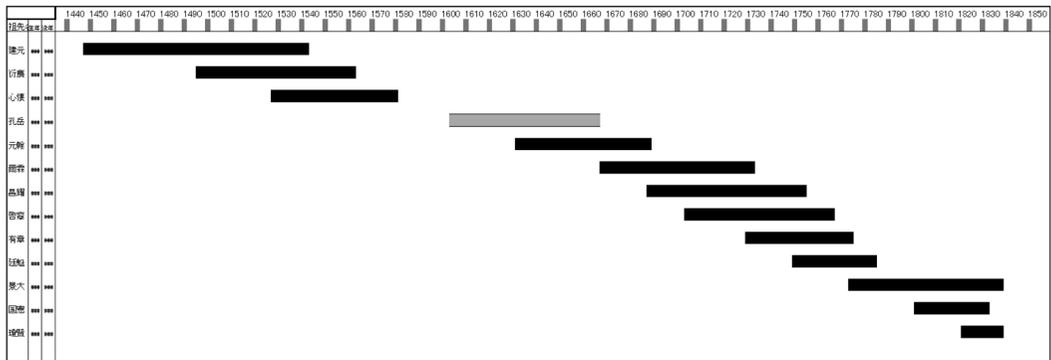
世代	祖先名	生年	没年	没年齢	父名	生年	没年	出生時	範囲外	死後	父妻 1	生年	没年	出産時	範囲外	死後	父妻 2	
1	建元	1447	1541	94	全データ													
	妻 鄧氏	1478	1541	63														
2	乾慶	1489	1551	62 U	建元	1447	1541	42			鄧氏	1478	1541	11	×	×		
	妻 黄氏	1488	1553	65														
2	衍慶	1495	1562	67	建元	1447	1541	48			鄧氏	1478	1541	17				
	妻 黄氏	1497	1562	65														
2	德慶	1510	1596	86 U	建元	1447	1541	63	×	×	鄧氏	1478	1541	32				
	妻 王氏	1509	1568	59														
3	弘登	1513	1581	68	乾慶	1489	1551	24			黄氏	1488	1553	25				
	妻 黄氏	1514	1583	69														
3	弘業	1516	1577	61	乾慶	1489	1551	27			黄氏	1488	1553	28				
	妻 黄氏	1516	1580	64														
3	弘確	1519	1583	64	乾慶	1489	1551	30			黄氏	1488	1553	31				
	妻 李氏	1518	1581	63														
3	心懷	1527	1580	53	衍慶	1495	1562	32			黄氏	1497	1562	30				
	妻 李氏	1530	1581	51														
3	心怡	1560	1626	66 U	衍慶	1495	1562	65	×	×	黄氏	1497	1562	63	×	×		
	妻 呉氏	1561	1629	68														
3	心恬	1592	1651	59 U	衍慶	1495	1562	97	×	×	×	黄氏	1497	1562	95	×	×	×
	妻 楊氏	1594	1650	56														
3	心悦	1594	1655	61 U	衍慶	1495	1562	99	×	×	×	黄氏	1497	1562	97	×	×	×
	妻 莫氏	1596	1646	50														
3	子略	1549	1612	63	德慶	1510	1596	39			王氏	1509	1568	40				
	妻 李氏	1552	1614	62														
3	直引	1552	1614	62 U	德慶	1510	1596	42			王氏	1509	1568	43	×	×		
	妻 袁氏	1555	1614	59														



〔写真 4〕 W 氏の族譜記載の全祖先の生存期間 (打ち出し)

では割愛するが、それらをプリントアウトしてつなげた全体像の写真は〔写真 4〕の通りである。ここでは、始祖から第 13 世代に属する 1821 年生まれの一男性に至る直系男子 13 名についての事例を示す(〔図 4〕)。黒で示した長さが各祖先の生存期間だが、グレーになっているものは、死後の出生や親の年齢が若すぎる／高齢過ぎるなど(ここでの例は死後出生)の「不自然値」を示している例である。

こうした事例の生じる原因として、実子のなかった者の後継として死後に養子を設定する「過継」(あるいは「過継子」)である可能性も考えられようが、次章で詳述するように、当該族譜の中では「過継」を含む養子関係については族譜上に逐一明記しており、上記「不自然値」の事例は 2 例を除いてそれらには該当していない。



〔図 4〕 族譜からみる宗族の人口

上の〔図 4〕のような事例が、死後の養取によるものでないとすると、考えられるのはそこに実際に世代の欠落が存在する可能性である。この例では、少なくとも 1560 年前後に生まれた第 4 世代に当たる人物 1 名の存在を仮定しないと、世代間の連続がうまく保たれないのである。同様の例は他にもいくつかあるが、主に族譜の古層に属する第 4 世代以前に集中している (10 例中 7 例)。これは、そうした古層の部分において、系譜の記録上での世代の欠落が生じている可能性を示唆するものである。そして、それに起因して欠落した前後の祖先名、生年、没年等に混乱が生じているとすれば、それら古層の部分において個々の祖先の生存期間が間延びして記録され、全体としてその時期の平均寿命値を押し上げている可能性が考えられる。あたかも、高速で遠ざかる遠方の天体の発する光のスペクトルが赤方偏移によって間延びするように、記録の脱落や混乱が生じやすくなるより遠い時代の祖先については、その生存期間についての伝承も間延びしやすい性質をもっている可能性が指摘できよう。

このように、多くの点で留保を付けなければならないが、とりあえず上述の親子間年齢差のチェックにおいて「不自然値」を示したサンプルを取り除いた上で、1 人以上の息子を有する個人についての親子間年齢差の平均値を求めると、〔表 8〕の通りとなる。男性の場合、長男誕生時の平均年齢は 29.9 歳となり、また次男以下の出生時点では 36.0 歳となる。女性については、長男誕生時で 26.4 歳、

〔表 8〕 親子間の年齢差 (平均値)

	父親の年齢		母親の年齢	
	長男誕生時	次男以下	長男誕生時	次男以下
平均値	29.9	36.0	26.4	30.8
最頻値	28	38	25	40
中央値	29	36	26	31
最大値	57	60	40	40
最小値	16	18	16	17
内訳 (年齢差ごとの人数)				
～19 歳	22	7	25	4
20～24 歳	53	13	66	21
25～29 歳	64	29	61	38
30～39 歳	82	73	66	77
40～49 歳	29	50	2	12
50～歳	6	14	0	0

次男以下では 30.8 歳となる。また、親となった年齢の各年代ごとの分布も、同表に示すとおりである。

以上、本節では、族譜に記録された生没年等のデータから、宗族の人口の推移や平均寿命についてどのような概観が得られるか検討した。また、それらを実際の人々のライフサイクルとして再現してみるにより、一見有効な数値データに見えるものの中にも、錯誤や混乱の可能性が存在していることを明らかにした。

なお、族譜中には人々の死因、すなわちそれが病死であるのか事故死であるのか等を推測し得るような情報は皆無である。ただ、例外的なものとして、「水災」による死者が 2 例、「遇虎所傷」すなわち「虎に遭遇して死んだ」との記述が付記されたサンプルが 3 例あるにとどまる（注 10）。

3.2. 世代サイクルと家族形態

本節では、前節の分析結果をもとにさらに個別データの中に分け入ることにより、生前どの程度の人々が孫、曾孫などをもつことができたかや、それに基づいて当時どのような家族形態がどの程度存在し得たか、等について考察を進めて行く。

〔表 9〕 生前における孫・曾孫保持率

	人数	比率
生前に孫いた者	110	22.0%
(1~11 世男性総数)	500	
生前に曾孫いた者	11	3.2%
(1~10 世男性総数)	344	

まず、サンプル中、生前に男孫がいた男性の総数は 110 件であり、これを族譜記録の末尾段階で孫をもつ年齢には未だ至っていなかったと推定される第 12 世代以下を除いた 1~11 世代の男性の数 500 で割ると、22.0 パーセントとなる。すなわち、生きているうちに男子の孫の顔を見ることができた者はおよそ 5 人に 1 人ということになる。また、これを男子曾孫について計算すると（ただしこの場合の分母は族譜末尾の時点で曾孫をもち得る年齢に達していた 1~10 世代 344 名として計算）、11 件、3.2 パーセントとなる。つまり、自分より 3 世代下の父系直系子孫に生前に会うことができた例は、極めて希少であったことがわかる（以上、〔表 9〕）。

では、W 氏一族の人々はどのような家族形態で、どのような家族成員とともに暮らしていたのであろうか？ 残念ながら族譜からはそれぞれの個人が実際にどのような家族構成で暮らしていたかなどは全く知るよしもない。ただし、上述の生没年データ（第 2 章の信頼度チェックで選別した 881 件のサンプルからさらに前節の「不自然値」を示すサンプルの除外を経た 794 例）を用いて、各時点における各近親者集団内の複数世代の同時生存状況や各個人の婚姻状況をチェックすることができる。これはいわば、その時点でどのような家族形態がどの程度までの割合で存在し得たかについての、外枠的な限界値を求める作業である。

より具体的にいえば、ある時点で 2 世代上または 2 世代下の直系親族と同時に生存している状況にある個人が一人もいなければ、その時点では「三世同居」型の家族（直系型拡大家族）を実現し得るような基礎条件をもつ近親者集団は皆無ということになる。あるいは、ある時点で存命の父親夫婦のもとに複数の息子たちがいて、かつそれらが既婚状態である場合、傍系型の拡大家

族を形成するための基礎条件が存在したことになる。したがって、そこからは実際の家族形態そのものは知り得ないとしても、どの値を上限値とする範囲でどのような家族形態が存在し得たかを示すことができる。つまり「可能性としての家族形態」と呼び得るものが抽出できるのである(注 11)。

[表 10-1]は 1700 年時点におけるそのような存在可能な家族形態の上限値を示したものである。族譜記載のサンプルの中で、この時点で生存していたことが確認できる人々が、その近親者との間で拡大家族を形成し得た可能性は 7 組存在し、その内訳は直系型拡大家族が 6 組、傍系型拡大家族が 1 組となる。また、これらの事例について、各組の内容を逐一検討し、そこに含まれ得る人数を分析したものが[表 10-2]である。表の「確認済み人数」とは、第 2 章での検証で「完全有効サンプル」とみなし得た者だけからなる人数、また「不完全含む」とは、同検証において「不完全サンプル」として分類され、当該時点での生存が確認はできないものの、世代等から推測して生存している可能性がある者を指す。この表に見るように、1700 年当時には生没年等の情報の完備したサンプルだけを用了集計では最大約 36 パーセントの人々が、またデータの不完全なサンプルをも加えた集計では最大約 26 パーセントの人々が、拡大家族の中で暮らしていた可能性があることになる。また、その内訳は、直系型が約 30 パーセントと約 22 パーセント、傍系型が約 6 パーセントと約 4 パーセント(各々、生没年等完備のサンプルのみのからの集計、不完全なサンプルも加えた集計)である。

(表 10-1) 1700 年時点の存在可能な家族形態

家族形態	件数
拡大家族(可能値)	7
うち 直系タイプ	6
傍系タイプ	1

(表 10-2) 1700 年時点の存在可能な家族形態に含まれ得る人数

家族形態	確認済み(総数 98)		不完全含む(総数 138)	
	人数	比率	人数	比率
拡大家族(可能値)	35	35.7%	36	26.1%
うち 直系タイプ	29	29.6%	30	21.7%
傍系タイプ	6	6.1%	6	4.3%

同様の抽出を、1780 年時点について行ったものが[表 11-1]ならびに[表 11-2]である。この時点では、拡大家族として存在し得た近親者群が 25 組あり、そのうち 19 組は直系タイプ、6 組が傍系タイプということになる。また、人数的には、有効サンプルにより確認できるもののみで見ると直系型拡大家族が当該時点での人口の最大約 30 パーセント、傍系型拡大家族が最大約 13 パー

(表 11-1) 1780 年時点の存在可能な家族形態

家族形態	件数
拡大家族(可能値)	25
うち 直系タイプ	19
傍系タイプ	6

(表 11-2) 1780 年時点の存在可能な家族形態に含まれ得る人数

家族形態	確認済み(総数 294)		不完全含む(総数 441)	
	人数	比率	人数	比率
拡大家族(可能値)	127	43.2%	145	32.9%
うち 直系タイプ	88	29.9%	99	22.4%
傍系タイプ	39	13.3%	46	10.4%

セントを占める可能性があったと推定される。さらに〔表 12-1〕、〔表 12-2〕は 1820 年時点での同様の分析である。ここでは可能な拡大家族の最大値が 23 組(うち傍系型 8 組、直系型 15 組)、人数的には「確認済み」のもので最大約 37 パーセントの人々が拡大家族(直系型、傍系型はそれぞれ約 21 パーセントと約 16 パーセント)に属していた可能性が指摘できる(注 12)。

〔表 12-1〕 1820 年時点の存在可能な家族形態

家族形態		件数
拡大家族(可能値)		23
うち	直系タイプ	15
	傍系タイプ	8

〔表 12-2〕 1820 年時点の存在可能な家族形態に含まれ得る人数

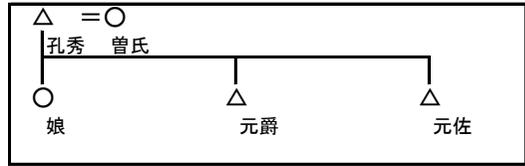
家族形態	確認済み(総数 348)		不完全含む(総数 565)	
	人数	比率	人数	比率
拡大家族(可能値)	127	36.5%	141	25.8%
うち				
直系タイプ	72	20.7%	77	14.1%
傍系タイプ	55	15.8%	64	11.7%

前近代から近代初期の中国社会について、その家族形態に関する古典的な議論の中では、傍系型の父系拡大家族(「同居同財」)の存在が強調される傾向にあった。またその一方で、そのような形態の家族は富裕層などに限られた希少な存在であったとする見解も多く示されてきた(中国社会の家族形態に関しては拙著〔瀬川 2004 : 98-116〕で総括しているので参照のこと)。この W 一族の族譜の中から抽出された数字を見る限り、一時点において拡大家族の一員として生活していたのは最大でも全体の 3 分の 1 程度の人々であり、傍系型拡大家族に至っては一割を大きく超えることはあり得ないということが推定される。ただし、家族形態は構成員の誕生・結婚・死亡によって通時的に変化するもので、一生のうちに拡大家族の一員となり得る条件を一度以上もった者の割合と、一度ももたなかった者の割合は、上記のように時点を限った分析からは単純に判断することはできない。

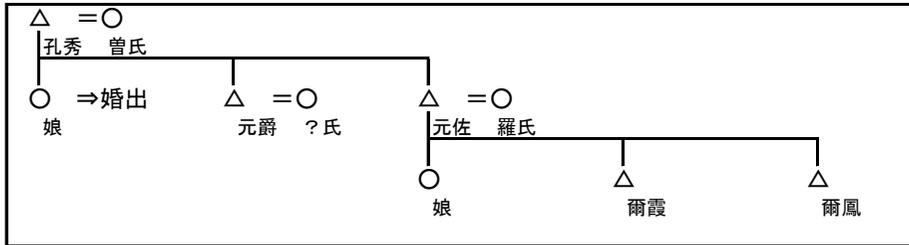
そこで、次は族譜の中から特定人物の家系を抽出し、その通時的な家族構成の変化について、再構成してみたい。この種の作業は、族譜のデータのみから一意的に決定される性格のものではないので、推測による肉付けを加えながら具体的なライフサイクルとして描いてみる作業になる。各時点での家族形態は、族譜データから推測される可能な形態のうちから、父の存命中は家産の分割を行わないという原則に従って決定することとし、また、各人の結婚年齢等も適宜推測による。さらに、より自然な家族形態に近づけるため、族譜には登場しない女子成員たちも、推測で適当に補うこととする。抽出するのは、第 4 世代に属する万暦 40(1612)年 5 月 13 日子時(1612 年 6 月 11 日午前 0 時)生まれの孔秀という人物である。

孔秀は 1632 年に 20 歳で同い年の曾氏の女性と結婚し、5 年後には長女を、7 年後には長男の元爵を、また 10 年後には次男の元佐を授かった。この段階での家族形態は孔秀ら一組の夫婦と幼い子どもたちのみからなるものであり、基本家族(核家族)である(〔図 5〕参照)。やがて、長女は 1656 年に 19 歳で婚出し、また 2 人の息子たちのうち長男の元爵は 1660 年に 21 歳で同い年の女性と、次男の元佐は 1662 年に 20 歳で 2 つ年下の羅姓の女性と結婚した。長男、次男ともに結

婚後も父母の元に同居し、傍系型の拡大家族を形成した。元爵は子宝に恵まれなかったが、次男の元佐は結婚 2 年目にして長女を設け、さらに 4 年目には長男の爾霞を、またその 3 年後には次男の爾鳳を授かった。この段階では、彼らの家族は 3 世代、9 人からなる傍系型拡大家族であった（〔図 6〕参照）。



〔図 5〕 崇禎 15 年 8 月 19 日辰時(1642 年 9 月 12 日午前 9:00)時点の孔秀の家族

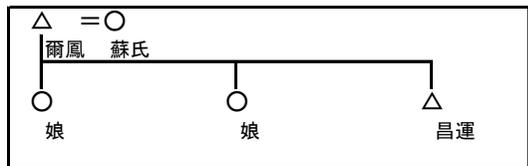


〔図 6〕 康熙 8 年 8 月 16 日午時(1669 年 9 月 10 日午後 0:00)時点の孔秀の家族

やがて 1673 年には、孔秀の妻・曾氏が 53 歳で死去し、その 6 年後 1679 年には孔秀も 61 歳でこの世を去った。両親が死去すると、程なく元爵、元佐兄弟は家産を分割して別世帯となり、2 つの基本家族が形成された。その後、1690 年になると、元佐の次男・爾鳳(21 歳)が 1 つ年下の蘇姓の女性を嫁に迎えた。この段階では元佐の世帯は元佐夫婦、次男の爾鳳夫婦、それに長男・爾霞の 5 人からなる直系型の拡大家族であった。爾鳳夫婦は結婚 2 年目と 5 年目に女兒を設けたが、待望の長男・昌運を授かったのは結婚 9 年目の 1699 年と遅かった。この時点で彼らの世帯は元佐夫婦、長男で未婚の爾霞、爾鳳夫婦、彼らの娘 2 人、息子の昌運の 8 名からなっていた。

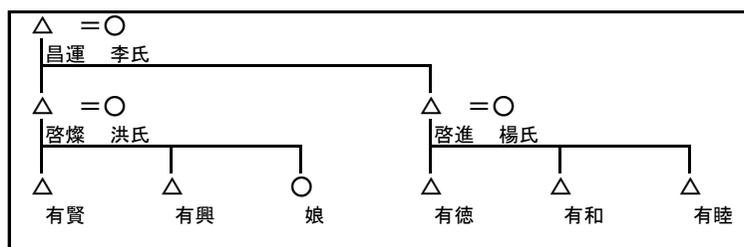
1700 年代に入ると、1707 年に元佐の妻・羅氏が 63 歳で、また翌年には未婚のまま同居していた長男の爾霞が 42 歳で亡くなり、またその 2 年後の 1710 年には元佐が 68 歳で亡くなった。これらの家族成員の死去により、爾鳳の家族は彼ら夫婦と子どもたちからなる基本家族となった（〔図 7〕参照）。次にこの家族に変化が生じるのは、1719 年の長男・昌運の結婚(19 歳)であり、2 つ年下の李姓の娘と結婚した昌運には早くもその年のうちに長男・啓燦が生まれた。また、その 2 年後には次男・啓進も誕生した。この段階で家族は再び直系型の拡大家族に移行した。

だが、1727 年には爾鳳の妻・蘇氏が 57 歳でこの世を去り、3 年後の 1730 年には爾鳳自身も 61 歳で死去したので、家族は昌運夫婦と子どもたちからなる基本家族に戻った。彼らの子どもたち啓燦と啓進はそれぞれ 1736 年(17 歳)、1737 年(16 歳)に比較的若く



〔図 7〕 康熙 49 年 12 月 29 日亥時(1711 年 2 月 16 日午後 10:00)時点の爾鳳の家族

結婚し、すぐにそれぞれ男児をもうけた。啓燦の妻・洪氏、啓進の妻楊氏ともに夫より1、2歳年上であった。啓燦夫婦はさらに結婚から2年後に次男、4年後に長女を、また啓進も結婚から2年後、5年後には次男、三男を生んだ。これにより1742年には、彼らの家族は総勢12名からなる傍系型の拡大家族に成長した([図8]参照)。家屋が手狭になったことから、次男である啓進とその妻子は村内に別居したが、家産分割はしないままであった。



(図8) 乾隆7年7月17日卯時(1742年8月17日午前6:00)時点の昌運の家族

1745年には、啓燦の妻・洪氏が27歳の若さで病死し、まだ幼い子ども3人をかかえていた啓燦はすぐに再婚することになった。再婚相手はやはり1つ年上の陳氏の女性であった。この継母により育てられた啓燦の子供たちのうち、長男の有賢は26歳の時に9つ年下の林氏を、また次男の有興は25歳の時に8歳年下の楊氏を嫁に迎え、また長女も17歳で他の村へ嫁いだ。啓燦の弟・啓進の方も、3人の息子たちのうち長男・有徳は20歳で曾氏と、また次男・有和は16歳で劉氏と、そして3男・有睦は19歳で車氏と結婚した。これらの夫婦のうち、まず有和夫婦には1753年に長男・廷晃が誕生したのをはじめ、1765年までに計2男2女が授かった。引き続いて有徳夫婦にも1759年の長男・廷廣の誕生を皮切りに、1770年までに3男2女が生まれた。また、啓燦の次男・有興夫婦も、1770年までに1男1女をもうけた。

その結果、1770年の時点では彼らの一家は昌運夫婦、啓燦とその後妻・陳氏、啓進とその妻・楊氏、啓燦の長男・有賢夫婦、啓燦の次男・有興夫婦とその1男1女、啓進の長男・有徳夫婦とその3男2女、啓進の次男・有和夫婦とその2男2女、啓進の三男・有睦夫婦の合計27名、上は昌運の71歳から下は有徳の三男の1歳までからなる4世代の傍系型拡大家族となっていた。全員が一箇所に居住していたわけではなく、2ヶ所以上に分居していたが、家産の分割をしていないという点ではひとつのまとまった家族単位であった。

以上は、1632年以降、1770年に至る、約140年7世代の孔秀直系子孫たちにおける家族構成変遷の詳細であった。もちろん、そこには女子成員の誕生や結婚時期を中心として推測による「フィクション」も挿入しており、また両親の存命中は家産分割がなされないという仮定に基づいた家族形態の推定となっているが、構成員数や生没年については族譜記録の示す「事実」に準拠しており、したがって大枠としては「実際に起こり得たこと」の範囲内に収まる描像と判断できる。そして、これらのライフサイクルのシーケンスの総合からは、[図9]のような家族形態の変遷が

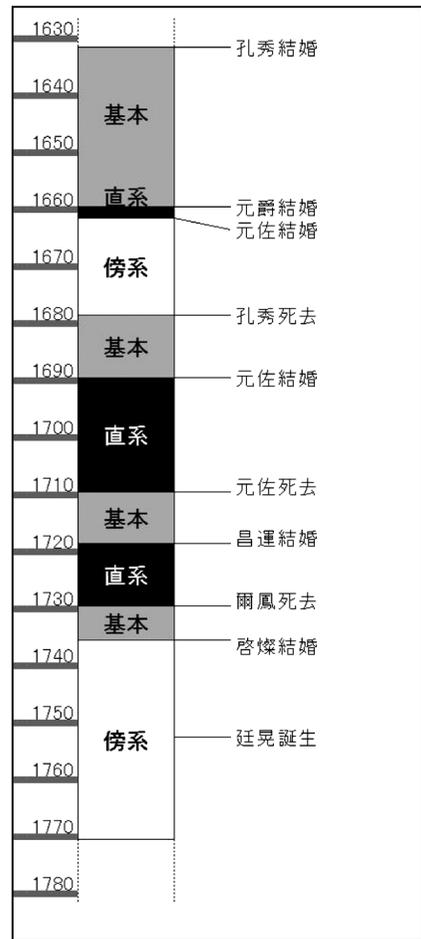
描き出される。

すなわち、138 年の期間中、家族形態が基本家族であった期間は 54 年、直系型拡大家族であった期間は 34 年、そして傍系型拡大家族であった期間は 50 年ということになる。この孔秀の子孫たちは一族全体の中でも比較的子宝に恵まれた家系であり、それだけ拡大家族を形成する機会・期間が多かった事例と考えられるが、このようにライフサイクルの進行にしたがって家族形態は刻一刻と変化するものであることを考えれば、人々が一生のどこかの時点で拡大家族の成員であった確率はそれほど低くはないものと推定される。

3.3. 妻たちの属性

前節の分析では、族譜記載の生没年データを用い、ある特定家系の人々についての数世代分のライフサイクルと、そこに推測される「可能形としての家族形態」を描き出した。本節では、族譜から取り出し得る妻たちについての情報を整理したい。既述のとおり、族譜の記載は男子宗族成員を中心としたものであり、女性に関する記述は極めて限定的である。それでも、W 氏一族のもとへ嫁いできた妻たち、あるいはその中でも母親となって次世代の宗族成員を生んだ女性たちについては、それなりの情報が残されている。

まず、W 氏一族の男性宗族成員 1 人あたりの妻の数を見よう。族譜に記載された男子成員 596 名についての妻の数を整理したものが[表 13-1]である。最も多いのは妻が 1 人のみの場合で約 64 パーセントを占めるが、「妻無し」と記載されているか、あるいは妻子についての記録が無いものも全体の約 26 パーセントに当たる 156 例ある。また、妻が 2 名記載されている例は 52 例(約 9 パーセント)、妻が 3 名記載されている例は 7 例(約 1 パーセント)存在する。4 名以上の例はない。このような妻が複数いる事例には、最初の妻と死別または離婚した後に再婚したもの、あるいは最初の妻の他に妾を迎えたものの双方が含まれる。妻の総数を男性成員全部の数で割った平均妻数は 0.85 となる。



(図9) 家族形態の変遷

(表 13-1) 妻の数(宗族全体)

	該当人数	比率
妻の数 0 人	156	26.2%
妻の数 1 人	380	63.9%
妻の数 2 人	52	8.7%
妻の数 3 人	7	1.2%
妻の数 4 人	0	—
妻の数 5 人	0	—
計	595	
平均妻数	0.85	

〔表 13-2〕 妻の数(第 10 世代以前)

	該当人数	比率
妻の数 0 人	31	10.7%
妻の数 1 人	219	75.5%
妻の数 2 人	35	12.1%
妻の数 3 人	5	1.7%
妻の数 4 人	0	—
妻の数 5 人	0	—
計	290	
平均妻数	1.05	

〔表 14〕 族譜に見る妻の表記

表記	該当人数	比率
原配	317	62.8%
縁配	112	22.2%
再娶	35	6.9%
続娶	10	2.0%
側室	4	0.8%
納妾	5	1.0%

う表現が用いられている。さらに、それらとは明らかに区別する形で、「側室」または「納妾」という表記も用いられている。

初婚の妻に関しては、妻の総件数である 504 例のうち、429 例(全体の 85 パーセント)までがそれに該当し、そのうちの 317 件(およそ 3/4)は「原配」、残りの 112 件(約 1/4)が「縁配」と記されている。このうち「縁配」は第 9 世代から第 11 世代にかけて集中して現れる表記であるが、標準中国語でも、また現地でも用いられている広東語でも、「原」と「縁」は全く同一の音であることから考えて、これらの表記の違いが妻たちの地位や置かれた状況の差異を表しているものとは考えられない。すなわち、同一のものを表す異字表記であると思われる。

最初の妻との死別や離別の後に再婚相手として迎えた妻に対しては、「再娶」(35 例、妻全体の約 7 パーセント)、「続娶」(10 例、妻全体の約 2 パーセント)が用いられているが、これらの両表記に関しても、特に意味のある使い分けがあるようには見えない。なお、初婚の妻の死亡時期や享年が明記されないまま「再娶」「続娶」がなされている事例もあり、この場合には死去ではなく離婚により初婚相手が去った後に夫が後妻を迎えたものと推定される。ちなみに、族譜の記載上では夫の生存期間中における離婚について直接言及されたものはないが、後述するようにそれを示唆する事例は何例か存在する。

それに対し、「側室」「納妾」は明らかに「原(縁)配」や「再(続)娶」とは区別された形で記載され、

妻の数がゼロという事例が多数に上る理由として、族譜収録期間の末尾に近い時期の被記載者の中には、その時点でまだ生存中の若年の未婚者が多数含まれていることによるものと推測される。ちなみに、前掲〔表 5〕に示したように、第 11 世代以降はこのような若年の生存者を多く含んでいると考えられるので、第 10 世代までに限って妻の数の分布を確認すると、妻数ゼロは約 11 パーセント、妻数 1 が約 76 パーセント、妻数 2 が約 12 パーセント、妻数 3 が約 2 パーセントとなっている。また平均の妻数も 1.05 となる(〔表 13-2〕参照)。

次に、こうした妻たちが族譜の中でどのように表記されているかについて見よう。族譜における妻の記録は、夫である男子宗族成員についての記載の後に続き、～氏(実家の姓)、出生年・月・日・時、享年、死亡年、墓地情報などが記され、その後に続いて夫婦全体を合わせた情報として息子の数、その名前が記録されている。また、それらの冒頭には、妻としての地位を表す「原配」「再娶」などの表記がほぼもれなく付されている。その内訳を示したのが〔表 14〕である。記載では、男性成員にとっての初婚相手に対しては「原配」または「縁配」という表記が用いられており、また再婚の妻に対しては「再娶」または「続娶」とい

また必ず「原(縁)配」や「再(続)娶」の女性よりは後ろの末尾部分に記載されている。族譜全体を通して「側室」4例、「納妾」5例と例数は少ない。これらの女性については、その生没年記事から判断して、多くの場合「原配」や「再娶」の地位にある妻の存命中、同時期に妻として生活していたと思われる。なお、表記上や記載順の上でこれら「側室」「納妾」の立場にある女性は「原配」や「再娶」の女性たちとは明確に区別されているものの、彼女らが生んだ息子たちについては、「原配」や「再娶」の女性を母にもつ息子たちとの間に明示的な区別は付されていない。そもそも、息子についての記載は、前述の通り父である男子成員とその妻たちについての記述の後、それら全体に付加される形で書かれており、父親に複数の妻が存在した場合には息子に対してその実母を1対1で特定することは、それについて特記がある一部の例を除けば、困難である。

「原配」の中には、2例と少数ながらも、「未過門夭卒」すなわち実際に嫁ぐ前に夭折したとの記載があるものがある。(注9)でも触れたように、ここでの「夭卒」の定義は必ずしも明確ではないが、比較的若い年齢で婚約を定め、実際に婚入する前に女性が実家で死去した事例であったことが推定される。それでも族譜上では族員の「原配」(初婚の妻)として正式に記載されていることになり、位牌祭祀上でも夫の「原配」としてW氏の祖先祭祀体系の中で祭られ続けたものと考えられる。その場合、墓地祭祀がW氏側に引き継がれたのかどうかなども興味もたれるが、その点は不明である。

また、妻が「及後出嫁」、すなわち後日他家へ再嫁したとする記載も族譜全体で6例ほど存在する。このうち3例は、夫がそれぞれ30歳、38歳、25歳で早世しており、その妻は夫の死後に、他家の男性と再婚したものと考えられる。なお、これら3例のうち1例では、夫婦には息子がいなかったものと推測される。またもう1例では、夫婦の間には息子が1人生まれたが夭折し、後継が無いままに夫も死去したあと、死去の6年後に生まれた弟の息子を後年いずれかの時点で養子とし、その系譜を継承させている。他方、夫の死亡年齢が50代の場合が2例あるが、これらは妻は夫の生前に離婚して他家へ嫁いだ可能性が高い。その2例ともいずれも夫婦の間に息子はなく、後日(おそらく当人の死去した後)になってから、兄弟の息子を養子とする措置がとられている。貞節の観念から、妻はたとえ夫が早世した場合でも二夫にまみえることなく婚家で人生を全うすることが美德であったとされているものの、実際には夫の早世後の再嫁や、夫生存中の離別・再婚のケースが存在していたことを垣間見せる事例である。

次に、妻たちの結婚年齢について推測する。族譜には、宗族成員である夫とその妻がいつ何歳で結婚したかに関する情報は含まれていない。ただし、妻たちそして息子たちの出生年は記載されているので、[表8]において既に言及したように、彼女たちの出産年齢を知ることはできる。同表に示したとおり、長男の出産年齢の平均値は一応26.4歳と計算できる。ちなみに次男以下の出産年齢の平均は30.8歳である。女兒の誕生については一切の記録を欠いているという族譜データの性格から、これらの数字はあくまで男子の出産のみに限定されている。初生児が女兒である場合も加味すれば、初生児の出産年齢の平均は上記26.4歳よりは若くなるはずである。そして、結婚年齢はこの初生児出産年齢より1~2年は早いと考えられるから、結婚年齢の平均値

としては 20 歳前後という数値が妥当なところかと推測される。

また、夫と妻の年齢差は族譜に記載された生年に関する記載から容易に算出できるが、それは〔表 15-1〕の通りである。特に「原(縁)配」すなわち初婚相手である妻のみを対象に同様の算出を行ったものが〔表 15-2〕である。いずれの場合でも、最頻値は夫に比べて妻が 1~4 歳年下である場合(約 40 パーセント)であるが、夫婦同い年または夫の方が 1~4 歳年下であるケースも、合計すれば 30 パーセント以上となる。ここからは、夫婦の年齢差はそれほど大きくなく、また妻の方が年上であるか年下であるかはそれほど考慮されなかったと推測される。そのことはまた、上記の結婚年齢において、夫の側もまた、20 歳前後を平均値としていたことを推測させるものである。

(表 15-1) 夫と妻の年齢差(全ての妻)

夫の年齢	事例数	比率
-10 歳以上	5	1.3%
-9~-5 歳	0	0.0%
-4~-1 歳	60	16.0%
同い年	57	15.2%
1~4 歳	142	38.0%
5~9 歳	63	16.8%
10~19 歳	40	10.7%
20 歳以上	7	1.9%
合計	374	

(表 15-2) 夫と妻の年齢差(最初の妻のみ)

夫の年齢	事例数	比率
-10 歳以上	4	1.2%
-9~-5 歳	0	0.0%
-4~-1 歳	58	17.9%
同い年	55	17.0%
1~4 歳	132	40.7%
5~9 歳	45	13.9%
10~19 歳	29	9.0%
20 歳以上	1	0.3%
合計	324	

最後に、妻たちの属性として注目できるのは何と言ってもやはりその姓である。そもそも妻たちの個人名が族譜上に記されることはなく、全てその「原姓」すなわち実家の姓を用いて「~氏」と記されるのみである。ただ、出身村落などの情報は一切付されていないので、姓がわかっているだけではその出自について推測するには十分ではないが、それでも近隣集落の主要姓はわかっているもので、大まかな推測を行うことは可能である。〔表 16-1〕は、姓が明示されている 479 名の妻たち全員について、その姓を集計したものである。それによれば、最も多いのは曾姓で、およそ 10 人に 1 人はこの曾姓出身者であることがわかる。次いで呉姓も 9 パーセントほどおり、以下、李、陳、蔡、林、黄、と続く。

これに対し、〔表 16-2〕は清代の初め 1700 年以前の出生者を主体とする第 1 世代~第 8 世代の者だけに限った統計である。これによれば、第 8 世代以前の妻たちの出身姓のランキングはそれ以降のものも含めた〔表 16-1〕との間に若干の出入りがあり、特に曾姓は第 5 位に甘んじていることがわかる。これは、曾姓女性が W 氏一族の主要な通婚対象となったのが、比較的后代の現象であることを示している。周辺の主要村落の姓をみると、呉氏は W 氏の居住地の東方にある古くからの村落に住む宗族で、沙田地域では W 氏とならび明代以前の来住を主張している主要

(表 16-1) 妻たちの出身姓(全体)

順位	姓	事例数	比率	順位	姓	事例数	比率
1	曾	50	10.4%	29	鄧	3	0.6%
2	呉	43	9.0%	29	方	3	0.6%
3	李	42	8.8%	29	車	3	0.6%
4	陳	32	6.7%	32	馮	2	0.4%
5	蔡	29	6.1%	32	彭	2	0.4%
6	林	21	4.4%	32	唐	2	0.4%
7	黄	20	4.2%	32	鍾	2	0.4%
8	梁	19	4.0%	32	簡	2	0.4%
9	羅	18	3.8%	32	翁	2	0.4%
10	鄭	15	3.1%	32	王	2	0.4%
11	駱	13	2.7%	39	翟	1	0.2%
11	袁	13	2.7%	39	庾	1	0.2%
11	温	13	2.7%	39	鄒	1	0.2%
14	何	12	2.5%	39	邱	1	0.2%
15	張	11	2.3%	39	趙	1	0.2%
15	許	11	2.3%	39	萬	1	0.2%
17	楊	10	2.1%	39	龍	1	0.2%
18	劉	9	1.9%	39	賴	1	0.2%
18	莫	9	1.9%	39	文	1	0.2%
20	麦	8	1.7%	39	馬	1	0.2%
21	謝	7	1.5%	39	董	1	0.2%
22	蘇	6	1.3%	39	杜	1	0.2%
23	黎	5	1.0%	39	周	1	0.2%
23	廖	5	1.0%	39	洪	1	0.2%
23	葉	5	1.0%	39	江	1	0.2%
23	徐	5	1.0%	39	屈	1	0.2%
27	聶	4	0.8%	39	郭	1	0.2%
27	侯	4	0.8%				

な本地(広東語系)宗族のひとつである。この他、駱、鄭なども村の東方に広がる西貢半島上の主要な古参宗族の姓である。

対して曾は、W氏の中心集落のすぐ近隣に住む客家系の宗族の姓である。この曾氏を初めとする客家系の諸宗族は、清代に入ってから新界地区の主として山間地に住み着き、特に沙田周辺や西貢半島地域ではマジョリティーをなすようになっていった。曾氏一族は特にその中でも有力な勢力で、その集落には清代末期に一族の中の富裕者が建てた古建築が今日でも残り、観光スポットになっている。W氏一族は、清代の初期以前には周囲の本地系古参宗族と主に通婚していた

〔表 16-2〕 妻たちの出身姓(第 8 世代まで)

順位	姓	事例数	比率	順位	姓	事例数	比率
1	陳	13	10.2%	18	彭	2	1.6%
2	呉	12	9.4%	18	林	2	1.6%
3	黄	10	7.9%	18	劉	2	1.6%
4	李	9	7.1%	18	張	2	1.6%
5	曾	8	6.3%	18	蘇	2	1.6%
6	羅	5	3.9%	18	徐	2	1.6%
6	楊	5	3.9%	18	簡	2	1.6%
6	何	5	3.9%	18	翁	2	1.6%
9	駱	4	3.1%	18	王	2	1.6%
9	袁	4	3.1%	28	黎	1	0.8%
9	蔡	4	3.1%	28	聶	1	0.8%
9	梁	4	3.1%	28	頼	1	0.8%
9	鄭	4	3.1%	28	麦	1	0.8%
14	葉	3	2.4%	28	鍾	1	0.8%
14	莫	3	2.4%	28	洪	1	0.8%
14	謝	3	2.4%	28	侯	1	0.8%
14	許	3	2.4%	28	郭	1	0.8%
18	鄧	2	1.6%				

ものと考えられるが、妻の主要姓の変遷から、清代半ば以降は新興の客家宗族とも頻繁に通婚するようになっていったことが推測できる。

香港新界地区を含む広東省の中部沿海地域では、広東語系の本地と客家語系の客家とがあたかも 2 つの対立するエスニックグループとして対峙してきたかのように描かれてきた。しかし、実際には両者間には長期にわたる通婚関係もあり、言語的にも両方言の入り交じった地域コミュニティが各所にみられたことは、かつて筆者が拙著『客家—華南漢族のエスニシティとその境界』[瀬川 1993]で明らかにしたところである。族譜に記された W 氏一族の過去の妻たちの姓は、そのことを裏付けるものである。

以上において、本章では W 氏の族譜に記録された諸データをもとに、この族譜の書かれた時代における W 氏の人々の人口動態を、可能な限り再現してみることに挑んだ。そこには、族譜という文書の性格に由来する限界も当然ながら多々あり、例えば女子会員についての記録の欠如や、生没年以外の情報(例えば結婚時期)の欠如は、人々のライフサイクルを描出しようとする際には大きな制約となる。しかし、そのような制約を差し引いた上でも、族譜は数百年前に生きた人々の人生の軌跡を、それなりにリアルに、如実に、映し出している貴重な資料であることが、あらためて確認できたと見えよう。

4. 族譜における連続性への希求とそれを支える価値意識

4.1. 「承継」ならびに「附祭」の分析から

「はじめに」で述べたとおり、本論文の主目的は族譜の記載事項を用いて過去の状態を再現して、みることにあつたわけではない。族譜がそのような作業に耐え得る情報を含むものであるか、またそうした作業を仮に行つてみた場合には一体どのような描像が得られるか、ということも本稿の重要なテーマではあるものの、そうした過去の状況の再現を踏まえた上で、そもそもこの族譜を編んだ人々、族譜に記録されることとなつた人生を生きた人々が、一体なぜ族譜を記録したのか、記録することにどのような意義を認めていたのか、そして、族譜の記録を残すに際して何を最も優先すべき価値として考えていたのかを明らかにすることこそが、本稿の根本的な問題意識である。

そのことを考えるための手がかりは、一見したところ主として被記載者たちの生没年や享年を書き連ねただけに見える W 氏の族譜の中には、見あたらないようにも思える。しかし被記載者各々のライフサイクルの詳細に逐一目を通していくと、一転有力な手がかりが含まれていることが明らかとなってくる。確かに、結婚して息子が生まれ、年老いて死去して息子もまたそれを繰り返す、というだけのサイクルであれば、そこからは成員の増減や生存期間の長短のみしか見えては来ない。しかし、未婚のまま人生を終える、あるいは結婚しても後継となるべき息子を得ることなく死亡に至る、といったケースが生じた場合に、そこにどのような「対処」がなされているか、という点に着目してゆくと、族譜は族譜を編み族譜に記録される人生を生きた人々が「あるべき人生」と考えた人生、守り抜くべきものとして考えていた基本的価値などについて如実に語り始めるのである。

まず、族譜に記載された各宗族成員について、その息子の数を整理すると、〔表 17-1〕の通りとなる。族譜に記載された 596 名の男子成員の中で、息子がいるのは 365 名で、割合にして約 61 パーセントである。1 人あたりの息子の数の平均は 0.98 人となる。ただし、族譜記録の末尾に近い部分については未だ生存中の若年者を多く含むため、これらは低く押し下げられた数字である。そこで族譜記録の末尾時点で未だ生存中の者を多く含む第 10 世代以降を除外して計算すると、息子がいた者は 175 名となつて 83 パーセントに上り、1 人あたりの息子数の平均も約 1.6 人となる。息子数の最大値は 8 名で、

(表 17-1) 息子の数(養取前)

	全体	第 9 世代まで
息子いる者	365	175
サンプル総数	596	211
比率	61.2%	82.9%
息子数平均	0.98 人	1.58 人
息子数最大	8 人	8 人
内訳(事例数)		
息子 0 人	273	36
息子 1 人	153	83
息子 2 人	87	47
息子 3 人	48	28
息子 4 人	25	11
息子 5 人	8	4
息子 6 人	1	1
息子 7 人	0	0
息子 8 人	1	1

1 例だけ存在する。最頻値は息子 1 人の場合で 83 例、次いで息子 2 名の場合が 47 例、3 名 28 例となっている。息子ゼロは 36 例(17 パーセント)である。

なお、ここで数えられている「息子」の数には、(注 9)でも考察してあるとおり、10 歳代半ばに達することなく死去した低年齢者は含まれていない。族譜は、たとえ宗族の父系出自に生まれた男子であっても、その年齢以前に死亡した者については、基本的に掲載していないからである(注 13)。

だが、こうした 10 歳代半ば未満の若年で死んだ息子が遺漏している可能性を無視するとしても、上記の数値は決して W 氏一族の男子成員たちの「最終的」な息子数ではない。なぜなら、族譜の中では父系親族間での頻繁な養子のやりとりが存在しており、生涯を通じて実子をもたなかった者も、後日養父となってその系統を嗣ぐ息子を得る場合もあり、また多くの実子に恵まれても養出により自分の息子として後代までその系統を嗣ぐ者の数は少なくなる場合もあるからである。

族譜の中で、広義の養子について記録されている事例は全部で 46 例ある。このうち、41 例までが同じ W 氏宗族内部での養子のやりとりである。このような宗族内からの養取がなされた場合、族譜には「無子、囑〇〇次子□□承継」等の書き方で実父が誰であるかが記録されている。また、養子となった本人の欄には、「△△公継子」等の形で養子であることが付記される。これに対し、46 例中 4 例は出自が明示されない形の養子であり、「育子」または「螟蛉義子」(注 14)と記されて区別されている。残る 1 例は、宗族内からの養取による「承継」であるとしながら、具体的系譜関係の記載がないものである(注 15)。いずれにしても、このような養子のやりとりを通じて、

(表 17-2) 息子の数(養取後)

	全体	第 9 世代まで
息子いる者	406	190
サンプル総数	596	211
比率	68.1%	90.0%
息子数平均	1.00	1.60
息子数最大	8 人	8 人
内訳(事例数)		
息子 0 人	232	21
息子 1 人	195	96
息子 2 人	100	56
息子 3 人	43	25
息子 4 人	21	9
息子 5 人	3	2
息子 6 人	1	1
息子 7 人	0	0
息子 8 人	1	1

後継のない「無子」の状態の宗族成員の数は減少することになる。このように養子のやりとりによって実子のない成員に息子が補充された結果の息子数分布は[表 17-2]のとおりとなる。第 9 世代までの数値で見ると、息子ゼロの成員の数は 36 名から 21 名に減少している。

次に、[表 18]は宗族内からの養取による「承継」の全ケースについて、具体的にどのような関係にあたる者の養取であるのかを示したものである。これによれば、男兄弟の息子(BS)が 28 例、父方オジの息子の息子(FBSS)が 8 例、父方祖父の男兄弟の息子の息子の息子(FFBSS)が 2 例、その他それより遠い宗族成員が 4 例であった。ただし、それらの中には養子の実父が養子であり、養父と実父とが実は兄弟同士であることから系譜上 FBSS であっても

事実上は BS であるものや、養父の父が養子で、実父の父と養父の父が兄弟同士であることから FFBSS が事実上は FBSS であるものも含まれる。そこで、それらを実際上の関係に置き換えれば、BS が 30 例、FBSS が 8 例、FFBSS がゼロ、その他が 4 例となる。つまり、7 割以上は実の兄弟の息子(男系のオイ)を養取していることになる。

また、そのような兄弟の息子の養取事例のうちで、兄の第 1 子、第 2 子以下、弟の第 1 子、第 2 子以下の割合を調べると、それぞれ 1、13、8、6 例あることがわかる。つまり、兄の長子を養取する場合も皆無ではないが、弟の息子を養取するケースが多く、兄から養取する場合には第 2 子以下が多い傾向にあることがわかる。他方、「その他」の中には具体的系譜関係の記載が欠落しているもの 1 例、6 世代前の共通祖先から分かれた父系親族(世代は養父より養子が 1 世代下)が 1 例、8 世代前の共通祖先から分かれた父系親族(同)が 1 例、ならびに 9 世代前の共通祖先から分かれた父系親族(同)が 1 例である。ちなみに、6 世代前共通祖のものと 8 世代前共通祖のものは、宗族の基本分節をなす 3 つの房でみれば同じ房に属する親族であるが、9 世代前でつながる事例は異なる房に属する成員である。ただし、世代秩序は守られ、養取するのはいずれも養父より 1 つ下の世代の親族に限られている。

生没年が明らかであるものについて養父と養子の年齢差をみると、最頻は 30～39 歳差で 12 例、次いで 40～49 歳差の 8 例となり、比較的年齢差が大きい傾向にある。また、表には示さないが、養父の没後に養子が生まれているケースが 2 例ある(それぞれ養父の死後 6 年目(注 16)、9 年目の誕生)。これらから推測されることは、養取とは言え、養子が幼少のうちに実際に引き取って生活をともにする形態とは限らず、むしろ養父が老齢に達してなお息子が無く、あるいはその死去によって無嗣の状態になるに及んで、もっぱら系譜の継承を目的として交わされた養子のやりとりであった可能性が大きい(注 17)。

こうした父系親族内からの養子とは区別された養子の形態が、「育子」である。全部で 4 例と少数ではあるが、族譜記載の生没年情報から、これら「育子」のケースの養父・養子間の年齢差を整理してみると[表 19]のとおりとなる。養父の生没年が不明な事例 3 を除くと、年齢差は 2 歳、21 歳、46 歳と多様であることがわかる。養子が養父没後に誕生している事例はなく、存命期間

(表 18) 「承継」における養子の養父との関係

関係	事例数	比率
BS	28	66.7%
FBSS	8	19.0%
FFBSS	2	4.8%
その他	4	9.5%
事実上の関係を加味した数字		
関係	事例数	比率
BS	30	71.4%
FBSS	8	19.0%
FFBSS	0	0.0%
その他	4	9.5%
BS 事例の内訳		
関係	事例数	比率
兄第 1 子	1	3.6%
兄第 2 子以下	13	46.4%
弟第 1 子	8	28.6%
弟第 2 子以下	6	21.4%
養父子の年齢差		
年齢差	事例数	比率
10～19	4	13.3%
20～29	6	20.0%
30～39	12	40.0%
40～49	8	26.7%

〔表 19〕 「育子」における養父・養子間の年齢差

世代		養父生年	養父没年	養子生年	養子没年	年齢差
6	事例 1	1672	1752	1674	1750	2
8	事例 2	1703	1766	1724	1779	21
9	事例 3			1798	1838	
10	事例 4	1725	1778	1771	1832	46

は重なっている。事例 1 の場合は、養父と養子との年齢差が小さく、しかも没年は養子の方が 2 年早く死去している。また、養父・養子ともに妻は健在であり、養取上の親子関係で結ばれたこれら年齢の接近した 2 組の夫婦がいかなる実際の生活形態を呈していたかについて、にわかには想像し得ない。逆に事例 4 の場合は、養父夫婦には実子がいたが、その実子が弟の養子として養出した後に「育子」を迎えたことになっている。よって「育子」のケースは一定せず、個別の特殊事情に基づくイレギュラーな措置という側面が強かったのではないかと推測される。ただし、このように「育子」は宗族内での「承継」による他の養子たちとは明確に区別して記録されているにもかかわらず、その後の彼らの子孫については特に他と区別されているようには見えない。例えば、上記の事例 1 の子孫たちは、その後も W 氏の主要な分節構造である「三房」のうちの始祖第 3 子の系統の主要分節として多くの成員を生み出している。

以上からわかることは、後継となる男子の実子に恵まれなかった場合には、まず可能な限り父系血縁の関係が近いオイなどの範囲から「承継」する養子が探されるということである。しかし、そうした条件が満たされない場合には、状況に応じて異姓養子である「育子」が迎えられる事もあり、後者は父系出自上の真の血縁者ではないにもかかわらず、族譜から排除されることなく、その子孫たちも W 氏一族の一員として認められていたということである。

ついでに注目しておくべきことは、宗族内での「承継」養子の事例がいずれも第 8 世代以降のものである点である。「育子」についても、第 6 世代の事例が 1 例あるが、他は第 8 世代以降である。逆に言えば、古い時代の養子については記録されていないということになる。このことは、古い時代には実際に「無子」の成員が生じにくく、養子の手配も必要なかったことを意味しているというよりは、そうした宗族の古層については養出・養入等の細かな記録が脱落し、系譜の連続性に関する情報のみが残存して伝えられているという可能性を考えるべきであろう。前章の第 1 節で、古い祖先に関する世代間隔の「間延び」について天体の発する光の「赤方偏移」の比喻で論じたように、系譜関係についても遠過去のものほど記録に脱落が生じやすくなるものと考えられる。そしてそれと同時に、系譜記録における根幹的な価値であるところの、切れ目のない連続性のみが投影された、「きれいな」系譜が伝承されてゆくことになるのである。

養取は、本来系譜を継承すべき実子がいて連続性が保たれていくべきはずのところを、息子の誕生に恵まれなかった等の理由により補正を行わなければならなくなった場合の、まず優先して試みられるべき補助手段であった。だが、それによって全ての「無子」あるいは「無嗣」が解決されるわけではない。族譜の記載を見ると、第 9 世代以前のものに限定してみても、宗族成員によ

る「承継」か「育子」いずれかの種類の養取によって「無嗣」状態を回避することができたのは、上述のように 36 例中の 15 例にとどまっている。では、養取による後継の確保ができなかった者たちについては、どのような措置が可能であったのだろうか。

族譜中、「承継」と並んで多出する用語に「附祭」というものがある。これは主に「夭卒」(若年死)により「無嗣」の状態となった成員について手当てされる措置である。族譜の当該成員の欄の末尾に、「夭卒未聘氏、〇〇子孫附祭」(若年で未婚のまま死去したので、〇〇の子孫が「附祭」する)などというように記載されている。族譜全体では 30 例弱のそのような記載が認められる。これは、字義的に解釈すれば、直系子孫ではない者がついでにその者の祭祀を担当するという意味だと推測される。

この「附祭」が手当てされている事例について、先に「承継」に関して行ったのと同様にどのような関係にある親族が関与しているのかを分析してみると、[表 20]が得られる。すなわち、全 29 例中、「無嗣」となった当該成員の男兄弟の息子(BS)が「附祭」を担当している例が 20、父の男兄弟の息子の息子(FBSS)が 3、父方祖父の男兄弟の曾孫(FFBSSS)が 6、その他 0 となっている。なお、BS が「附祭」している事例のうち 1 例は、養出した息子が他に後継のいなかった実父のために「附祭」している例であり、事実上は実子が実父を祭っている事例となる。

(表 20) 「附祭」が行われた親族関係

関係	事例数	比率
BS	20	47.6%
FBSS	3	7.1%
FFBSSS	6	14.3%
その他	0	0.0%

この「附祭」においても、父系出自の系譜においてできるだけ関係の近い範囲からその担当者を選ぼうとする傾向が見て取れる。この一族の族譜において「附祭」の意味するところが「無嗣」に終わった傍系祖先の祭祀の世話をすることだけに限定されるのか、それとも系譜上もその祖先の後継者としての地位を兼ねる、いわゆる「兼祧」(注 18)を指すのかは明らかでない。ただし、「承継」の事例と比較してみれば、少なくとも系譜上、「承継」は実父の息子としての地位を放棄して養父の息子としての地位を継承することを意味するのに対し、「附祭」はそれを担当する者が実父や自分の直系祖先の祭祀者としての地位を維持したまま当該人物の祭祀を担当することを意味し、系譜上の地位変更を伴わない行為と見なすことができる。また、実際の行為としては「兼祧」も祭祀義務の履行以外の責任を特に負うものではない場合が多かったと考えられることから、事実上は「兼祧」とほぼ同義と解してよいものと判断される。

なお、「承継」や「附祭」が族譜の上で意味しているのは、あくまで系譜上の継承や「香火」すなわち祭祀の継承であって、財産権の継承や居住実態の継続の如何は一切触れられていない。その意味では、族譜が志向しているのは系譜継承の連続性であって、その余の条件は捨象されているのである。この点については節をあらためてさらに考察する。

4.2. 絶えることへの耐え難き思い

前節では、族譜に記録された養取や「附祭」(祭祀義務の継承)についての情報から、実子の男系

(表 21) 養取、「附祭」と祭祀者なき祖先

	全体	第 9 世代まで
サンプル総数	596	211
無嗣者数(養取前)	273	36
無嗣者数(養取後)	232	21
祭祀者なし(附祭後)	205	9

も、「附祭」の措置がとられる結果、儀礼上の息子、すなわち死後の祭祀義務を負う者が全く不在である祖先の数は、さらに減少することになる。[表 21]に示すように、養取によって「系譜上の息子」が確保され、さらに「附祭」によって「儀礼上の息子」が確保されることにより、最終的に「祭る者なき祖先」として残る者の数は圧縮される。族譜記録期間末尾での生存者を排除するために第 9 世代までの範囲に限定して見ると、最終的に祭祀義務者が定まっていない祖先の数は、宗族全体で 9 名のみということになり、それはその時点までの族譜被記載者総数の約 4 パーセントということになる。

このように、記録の対象である宗族成員、特に死後の宗族成員としての祖先に関して、族譜が最も心を砕いているのはその系譜の連続性の担保であることは間違いないが、系譜の連続性の中でも特に具体的に重視されているのは、祖先祭祀の継承であると考えられる。言葉を換えれば、族譜に表されている系譜の連続性の本質は、各々の祖先についての祭祀義務を負う者を特定しその義務を完遂しようとする意志の集積であると理解することができる。「無嗣者」すなわち祖先祭祀の香火の継承者がいない者が生み出されることを極力回避しようとする意図が、族譜を記録し続けることの根本的動機として存在すると考えられる。

死後、祭祀を継承してくれる者がいない「無嗣者」は、宗族にとって悩ましい存在である。男系の継承者が断絶する「絶房」について、陳其南が「伝統的な漢人からみれば、絶房は祖先に対する不孝であり、自分の来世を引き継ぐ者がいないという遺憾な事態であって、一般ではこれを極力避けるため、招婿婚(注 19)や過房養取といった補完的な措置がある」[陳其南 2006 : 208 頁]と述べているように、価値意識上それは特に忌避される事柄であった。

ひとたび「祭る者なき」存在となってしまった死者は、しばしば「祟る」存在として畏怖されることにもなった。筆者は別途、香港新界地区における太平清醮など孤魂の鎮魂に関わる儀礼についての報告[瀬川 1985、瀬川 1991 : 56 頁]を行っているが、直系子孫によって年中行事等定期的な機会に祭祀義務が履行されている「祖先」に対し、ひとたび祭祀対象から外れてしまった傍系祖先は「幽鬼(広東語で【yau gwai】)」の範疇に属する存在であり、親族内に不孝・災厄をもたらすことのないよう、何年かに 1 度のサイクルで挙行される特別な儀礼でもって慰霊しなければならない存在であった。

その背後には、人は死によってそれで終わる存在ではなく、死後もその生命の後継者たる直系子孫たちからの奉仕を受けることにより存在し続けるという生命観が横たわっている。祖先—子孫は断ち切られることのない連綿とした連鎖の上であり、またそうあり続けるべきである、とい

子孫をもつことのなかった男子宗族成員に対し、どのような対応が取られているかを考察した。宗族内からの「承継」ならびにそれ以外からの「育子」という形での養取により、実子男子のいない者にも後継者の補充が模索されることになるが、実子・養子を含め男子後継者がゼロである成員に対して

う観念である。「無嗣者」となり「絶房」が生じることでこれらの連鎖が断ち切られることは、当人自身にとっても、また宗族全体にとっても摂理に反する事態であり、最大の努力をもって排除すべき事柄なのである。族譜は、それを回避すべく、誰がだれの生育上の息子であり、誰が系譜上の後継者であり、そして誰が儀礼上の担当者であるのかを記録し続ける。ひたすらその連続性を担保しようとする意図が、族譜を成り立たせているのだと考えることができよう。

もちろん、族譜にはその他のさまざまな付属の情報も書き込まれていることから、族譜のもつ社会的な機能について、これまで多様な側面から論じられてきた。特に M・フリードマンを始点とする欧米の人類学者たちは、宗族の社会的機能性に重点をおいた分析を展開し[フリードマン 1987、フリードマン 1991]、族譜に関してもその共有財産に対する権利の根拠や、族員の行動を統制するための倫理規定としての役割(注 20)などが強調されている。だが、族譜がそうした事柄に援用され、結果として族員の財産権や法的権利に影響を及ぼすことがあったとしても、族譜が編まれ記録し続けられるそもそもの理由がそこにあるわけではなく、やはり宗族祖先の祭祀継承を保証することにあつたと考えるべきであろう。

少なくとも W 氏の当該の族譜に関しては、共有財産や族員の倫理規定に関する部分はほとんど皆無に近く、それらを中心に据えて族譜の存在理由を理解することは不可能である。唯一共有財産に関連すると思われる記述は、第 2 章第 1 節で述べたとおり冒頭の始祖・建元の欄に記載がある「税田」9 斗、「租穀」2 石 2 斗についてのみである。しかもその財産としての価値・分量は、1 組の夫婦の生活を支えるのにやっとの程度のものであり、これが W 氏一族全体の共有財産の全てであるとは思えない。だが、たとえ族田や祠堂の敷地などの形で共有財産が他に存在するとしても、そのことには族譜の中では一切言及されていない。宗族内のもっと下の単位、「三房」の各分節やその中の下位分節ごとに、共有地産などがもうけられている可能性もあるが、それについても族譜は何も言及していない。

養取や「附祭」義務の引き受けにともなう、その養父や祭祀対象者が生前に有していた何らかの財産権や社会的権利が、養子・祭祀者に引き継がれる場合もあろう。しかし、そうした実利的な再分配を主目的として養取や「附祭」が行われるとは考えにくい。何らかの権利の継承が伴うことがあるにしても、それはあくまで付随した結果なのであって、少なくとも族譜が追求している論理に基づいて言えば、養取や「附祭」が図られる理由はそこにはない。

宗族成員の行動の統制に関わることからについても、別途 W 氏の宗族内で「族規」や「家訓」のようなものが作られていた可能性はあるものの、族譜自体にそれは添付されていないし、そうしたものの存在を示唆するような記述も一切見あたらない。また他方、宗族成員の生んだ功績の称揚や善行の奨励につながるものも W 氏の族譜からは欠如している。族員中の傑出者の業績を誇示し、その名誉を一族全体で共有することも族譜のもつひとつの機能のように見なされ、実際前近代に科挙の及第者を輩出したような望族の場合、そうした族内の「文人」の獲得タイトルや彼らの手になる文芸作品などを大書して称えている族譜も珍しくはない。しかし、全ての族譜がそのような傑出した人物を族員に含む宗族によって編まれているわけではなく、むしろ W 氏のよう

な一般の宗族にとってみれば、そのような栄華とは無縁である。W 氏の場合、収録された 1,099 名の宗族成員のうち、科挙に関連する何らかのタイトルを保持している者は皆無であり、また詩歌・随筆など「文」の香りを感じさせるものに関連づけられた祖先もまた皆無である。実際に W 氏一族が文化的な素養から縁遠い人々であったのかどうかはわからないが、少なくとも W 氏のこの族譜は、そうした「文人」的な栄華の誇示とは無縁な形で編集されている。

このようにして見てくると、族譜に付随することのある諸々のオーナメントの部分を取り除いた、族譜本体のもつ本来的な作成意図、換言すれば何ゆえ人々はそもそも族譜を記録し続けたのかという根幹的な意図の部分が明確となるであろう。それは、族員として生まれて死んだ人々の祭祀の継承を保証し、宗族が過去の祖先、現在の生者、そして未来の子孫たちへと続く生命の連続性の維持を図るための営為なのである。

そのように、宗族自体、連続性への希求を共通の価値基盤とした一種の儀礼的共同体として捉えるべき性格のものであると考えられる。そして族譜は、時を超えてそのあくなき希求を実現するための重要なツールなのである。しかしながら、この希求は常に挫折の脅威にさらされている。族員がどのような生活を実践していようと、次世代の男系子孫に恵まれない事態は起こり得るし、トラとの遭遇を待つまでもなく若年のうちに不慮の死を遂げることも容易に起こり得る。ともすれば希求したとおりに事は運ばず、どうしても「無嗣者」として積み残される祖先が生じることは避けがたい。その意味では、宗族は刻一刻と生まれては死んでゆく無数の宗族成員をかかえ、いわば潜在的な不良債権の山の前に座しているようなものである。

最終的に「不良債権」化した祖先、つまり祭祀の継承者が確保できなかった祖先については、「失派」ないし「失祭」という文字が記録されている。「失派」は、子孫が絶えて分節を形成し得なかったということを意味し、また「失祭」は文字通り祭祀の継承者が確保できなかったことを意味している。宗族がその根元的な希求に反し、子孫の再生産と祭祀の継続を担保することのできなかった祖先に関しては、あたかも永久に返済不能な負債の痕跡であるかのように、族譜の片隅にその名が記載し続けられることとなる。

ただしそれは、長期にわたる族譜記録の伝承の過程で、抜け落ちてゆく可能性もあろう。第 3 章第 1 節ならびに前節で言及した、古層の祖先たちのライフサイクルにみられる「赤方偏移」は、現存分節の直系祖先についての記録の脱落の可能性を示唆するものである。また、同じく第 3 章第 1 節で言及したところの、幹状にスリム化した宗族初期の系譜構造は、傍系祖先についてのそのような記録の脱漏の可能性を想記せしめるものである。

W 氏の場合、その宗族の歴史の最古層の部分に、消去し得ない「失派」の記録が保存し続けられている。それは始祖・建元の次男に当たる第 2 世代・創慶についてである。建元には 4 人の息子がおり、そのうち長男の乾慶、三男の衍慶、四男の徳慶はそれぞれ子孫を得て、後々の W 氏宗族の基本構造をなす「三房」を形成した。だが、この次男・創慶のみは未婚で死去したらしく、「未聘氏、早已失派」との記載を残すのみである。

このような宗族の古層にあたる早期に「失派」した祖先について、族譜記録としての伝承が途絶

えずに永続している理由は、この第 2 世代が W 氏の宗族の全体構造にとって重要な骨組みとなる「三房」の起点に当たるからであろう。子孫を残した上述の長、三、四男の系統は、族譜の被記載者総数 1,099 名のうち、それぞれ 235 名、443 名、420 名を占め、宗族を三分する勢力となっている。

この「三房」は、W 氏一族が自らを特定して呼ぶ自称、すなわち、単なる W 姓一般ではなく、建元ならびにその 3 人の息子に出自する者たちであるということを特定の呼ぶ場合の呼称として用いられている。それは族譜冒頭の始祖の欄にある前述の「税田」・「租穀」についての納税義務を説いた一文をはじめ、他の部分にも表れている。例えば、第 11 世代に属するある成員についての記載では、妻にも妾にも子ができなかったので、「三房」の別の成員の次男を養取した旨が記されている。通常、兄弟の息子など近い父系親族からの養取が選好される「承継」の中であって、宗族の内部からではあるものの比較的遠い関係からの養取の事例である。ここでわざわざ「三房の」と断っているのは、それが始祖・建元の 3 人の息子たちに発する沙田 W 氏の一族内部からの養取であることを明記するためであると考えられる。

ここで言う「房(fang)」とは、中国の家族構造の中における分節を意味し、同じ男性を父にもつ息子それぞれが、父を起点とする「家(jia)」という単位の中の分節としての「房」を形成する(注 21)。「家」という全体構造の中の部分としての「房」は、毎世代入れ子式に繰り返して再生産されるゆえに、宗族のような深い世代深度をもった構造の中では、世代ごとに何層にもわたって「房」が形成されている。理念的には、父親に複数の息子がいる限り逐一その息子の数だけ「房」が存在することになる。

ただ、この W 氏の場合がそうであるように、個々の具体的な宗族、家族の文脈では、「房」はしばしば固有名詞化して用いられている。「三房」は本来どの世代のどの父親のもとに生じた「三房」なのかかわからず、息子が 3 名いる父親の元には等しく「三房」があるはずである。しかし、W 氏内部の文脈では、「三房」と端的に呼べば、それは建元の 3 子を起点とする「三房」、すなわち沙田 W 氏一族全体を覆う範囲を総称するものとして用いられるのである。このような事例は他の宗族でも頻繁に見られ、例えば香港新界西部の大宗族の 1 つである屏山鄧氏では、宗族内の特に富裕な一分節は第 3 世代の輯五という人物の 6 人の息子たちに由来することから「六家房」と呼ばれている [Potter 1968: 25 頁]。同様に、同じ香港新界西部の大宗族である新田文氏についても、「八家房」という分節の話が出てくる [ワトソン 1994: 212-213 頁]。

このように、W 氏一族の内部では自らの宗族全体を指すものとして用いられている「三房」であるが、上述のように始祖・建元にはもともと 4 人の息子がおり、その意味では本来は「四房」であるべきはずである。しかし、4 子のうち次男は子孫を残すことなく早世して「失派」したため、残った 3 子の系統を指して「三房」と通称されているわけである。族譜は「失派」した次男についても記録を伝え続け、子孫たちも族譜の記載内容に準拠する限りそのことに気づき得るはずであるが、実際の呼称としては「三房」が用いられ続けている。陳其南はかつて、「房」の原則を整理して、「兄弟分化の原則: それぞれの息子は単独で一つの『房』を構成し、その他の兄弟とは分化する」[陳

其南 2006 : 173 頁]と述べているが、W 氏における固有名詞としての「三房」という用法は、この原則に厳密には沿っていない。

確かに、族譜の系譜記録の記載自体は、父親である始祖・建元に 4 人の息子がいたことを伝え続けており、そこに 4 つの「房」が存在したことを述べ続けているが、人々の実生活の中で用いられる分節構造の理解においては、現存する 3 つの分節のみがもっぱら指示されている。このように、毎世代の男子出生数、言い換えれば「房」の数を、逐一記録した族譜記録上の分節構造と、人々の生きた認識の中の宗族分節構造は、微妙に食い違う可能性を秘めたものである。ゆえに、長期にわたる反復的な族譜の書き写し・再編纂の過程の中では、前者が後者によって次第に置き換えられ、「失派」「失祭」した遠い祖先の記録が遺漏してゆくことも起こり得るものと推測される。その意味では、族譜とは連続性へのあくなき希求と、過去の記憶の避けがたい風化との間の、果てることのないせめぎ合いの上に成り立っている存在であるとも言えるであろう。

5. おわりに

以上において、香港新界沙田 W 氏という一宗族が明代中期から清代後期にかけて記録した族譜を分析対象とし、それを編纂した人々ならびにそこに記録された人生を生きた人々が、一体何に基本的価値を認め何を目的として族譜を記録し続けていたのかについて考察してきた。

族譜は外形的にみればその書法は似通っているものの、細部においては記載事項の選び方、記載の密度、情報の完備の度合い等に大きなばらつきがあり、したがってこの W 氏一族の族譜ひとつの分析をもって、族譜について、あるいはそれを作成する人々の意図について、一般化を行うことが困難であることは言うまでもない。ただ、本稿が試みたような、族譜の記載情報の細部にまで分け入った具体的分析を行うことなくして、その本質に迫る検討は不可能であることもまた事実である。

本稿は、従来の族譜研究が行ったことのないレベルにおいて、族譜の本体部分である系譜記録の部分に対する詳細な分析を加えることを意図したものである。また、それを通じ、族譜を編んだ人々が世代や時間を越えた連続性というものに対し抱いていた価値意識について、特にその儀礼化され慣習化された実践の中から理解することを目指した。そして、そのことに関しては、第 4 章において総括したように、一定の成果を得ることができたと思われる。なお、今回行った分析のうち、本稿では触れることのできなかつた細かな部分や、それらの分析を踏まえて得られたさらなる展望に関しては、本稿に許された紙幅も既に尽きたことから、他の機会を俟って論じることとしたい。

注

- (1) 中国の父系出自集団を指す。文化人類学における宗族研究については、拙著[瀬川・川口編 2016]において総括しているので参照のこと。

- (2) 家譜、宗譜、家乗などとも呼ばれる場合がある。ここでは「族譜」という名称を統一的に用いる。
- (3) 族譜は個人の生没年、婚姻状況など、文字通り「個人情報」を満載した記録であるが、本稿で扱う族譜の被記載者たちは、いずれも 100 年以上前の過去に生きた故人であることから、宗族全体の姓を「W 氏」として仮名にする他は基本的に実名のまま用いる。
- (4) 質量の単位。明清では 1 斗=約 10 リットル、1 石=10 斗。
- (5) 清代の中国南部の一部地域では、土地の領有権は田底権と田面権に分かれており、官衙への租税納入の義務を負う田底地主が、田面権保持者に土地を貸し、田面権保持者はさらにそれを実際の耕作者に貸し付けて小作料を得る 2 重 3 重の取奪システムであった。香港新界地区では、錦田や厦村の鄧姓一族が広く田底権を保持していたとされる。
- (6) 米 1 石はおよそ成人 1 名が 1 年間で消費する量とされるので、ここでの総収量は、額面通りであれば 3 名をやつと養えるか養えないかの量である。
- (7) 輩字とは、個人名の中に世代ごとにそれぞれ共通する文字を入れる慣行を指す。例えばある世代の輩字が「悦」であるとすると、その世代の個人名は「悦進」、「悦勝」、「悦貴」などというように付けられてゆく。名前を見ただけでどの世代に属する者なのか即座にわかるという利点があり、また同じ輩字を有することで互いの仲間意識も生じやすいと考えられる。
- (8) 享年には誕生した年を 1 歳と数える、いわゆる「数え年」が用いられているので、チェックのための数式では、没年-生年に 1 を加える必要がある。
- (9) 若年の死者は、族譜では「夭卒」と付記されている。ただし、族譜における「夭卒」の範疇には、乳幼児等は含まれていないと思われる。族譜に享年が記録されているもののうち、最小値は 15 歳であり、また「夭卒」と付記されているサンプルのうちで没年齢が計算できるものも 15 歳から 27 歳であり、成人またはそれに近い年齢に達しながらも未婚ないし子女を残さず死去した者がそう呼ばれているものと思われる。この意味では、10 代半ばに達することなく死去した者については族譜は一切言及していない可能性が高く、したがってここで行っている「平均寿命」の考察には、このような低年齢の死者は加味されていないことになる。
- (10) ここでの「遇虎」が意味する正確な内容はわからないが、清代中期まで華南一帯がアモイ・トラの生息地であったとしても、虎に襲われて死亡する蓋然性がそれほど高いとは思われない。上田信によれば中国東南部の地方志に残る 15~16 世紀の虎の出没件数は、ピーク時でも 50 年間に 50 件弱であり[上田 2002 : 107 頁]、W 氏一族ばかりが例外的に虎に襲われやすかったのではあるまいから、族譜が言う「遇虎」は不慮の事故など、別の要因での死亡を表した比喩的表現と考えるべきだろう。
- (11) ただし、族譜に記載されたデータの性格から、そこで出生した女子は全て除外される。また、ここではすべての婚姻が夫方居住で行われたと仮定している。
- (12) ただし(注 11)でも触れたとおり、ここでも未婚女子は一切カウントされていない。
- (13) ただし、族譜記載末尾に近い部分に登場する未だ生存中と推測される成員たちについては、幼児も含まれている。これらは、筆致からしていったん族譜の書写が完了した後に書き足された部分と推測され、いわば正式な族譜への編入に至るまでの備忘的な記入とおぼしきものである。より古い時代の死者たちについては、乳幼児を含む若年の死者の記録を除外する形で族譜記録が編成されてきたものと考えられる。
- (14) 「螟蛉子」は中国社会における養子慣行に関する文献の中でも異姓養子を指す用語としてよく言及されるものである。例えば[陳其南 2006 : 208 頁]などを見よ。W 氏の族譜中では、第 9 世代の人物についての記載に、「無子、夫妻酌議遂欲螟蛉義子、名○○」(息子が無かった。夫婦で相談の上、螟蛉義子をもうけることとした。名を○○という。)とある。
- (15) この事例では、養子となった人物の子孫が後継者のいなかった養父の弟を「附祭」(後述)しており、ゆえに養子の実父はこの養父の弟である可能性が考えられるが、族譜では情報が欠落している。
- (16) 第 3 章第 3 節で妻が夫の死後に他姓へ再嫁した事例として言及した事例がこれにあたる。
- (17) このように系譜の継承のみを主目的として行われる養取の場合、養子はその実父のもとでの生活形態を変えないことが一般的であり、養父となる人物の死後に養取されることも例外的ではなかったとされる[陳其南 2006 : 208 頁]。こうした形態の養取は「過房」、そのようにして養取された養子は「過房子」と呼ばれることもあるが、W 氏族譜中ではこの用語は用いられておらず、もっぱら「承継」という用語でのみ記録されている。
- (18) 一人の子孫が 2 名以上の祖先の系譜を継承することを指す。2 人兄弟のいずれか一方に男子後継者がなく他方には息子が一人のみの場合、この息子が父と父の兄弟の両方の系譜を継承する、というのが典型的な事例である。
- (19) 婿入りの形で、妻方居住の婚姻を行うことを指し、夫方居住が原則であった中国社会では変則的な婚姻形態

と見なされた。実際の夫の地位、子どもの地位はさまざまで、特に子どもに関しては、そのまま父姓を継承して母親の宗族の成員権外に置かれる場合、母の姓を継承して母の宗族員として認知される場合、子の一部を分けて双方の継承者を確保する場合等があった。

(20) 例えば、反社会的行為をなした族員に対し、族譜上からその名前を抹消して除籍扱いにする「出族」の措置は、宗族を基盤とする村落社会においては大きなサンクションと見なされていたとされる。

(21) 「家」と「房」の概念を基本とする中国の家族構造についての理念的説明は、陳其南[2006]に詳しい。

引用参考文献

上田信

2002 『トラが語る中国史—エコロジカル・ヒストリーの可能性』、東京：山川出版社。

蕭國健

1990 『香港前代社会』、香港：中華書局。

瀬川昌久

1985 「打醮—まつりにあられる香港の村の素顔」、『季刊民族学』(千里文化財団)33:20-35

1991 『中国人の村落と宗族—香港新界農村の社会人類学的研究』、東京：弘文堂。

1993 『客家—華南漢族のエスニシティとその境界』、東京：風響社。

1996 『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住』、東京：風響社。

2004 『中国社会の人類学—親族・家族からの展望』、京都：世界思想社。

2012 「氏姓のポリテクス—現代中国における文化資源としての族譜とその活用」、『東北アジア研究』16:199-216 頁。

瀬川昌久・川口幸大編

2016 『〈宗族〉と中国社会—その変貌と人類学的研究の現在』、東京：風響社。

フリードマン・M(田村克己、瀬川昌久訳)

1987 『中国の宗族と社会』、東京、弘文堂。

フリードマン・M(末成道男、小熊誠、西澤治彦訳)

1991 『東南中国の宗族組織』、東京：弘文堂。

多賀秋五郎

1981 『中國宗譜の研究』(上・下)、東京：日本学術振興会。

陳其南

2006 「房と伝統的中国家族制度：西洋人類学における中国家族研究の再検討」、瀬川昌久・西澤治彦編『中国文化人類学リーディングス』171-223 頁、東京：風響社。

ワトソン J.L.(瀬川昌久訳)

1994 『移民と宗族—香港とロンドンの文氏一族』、京都：阿吽社。

Potter, Jack M.

1968 *Capitalism and Chinese Peasant: Social and Economic Change in a Hong Kong Village*, Berkeley: University of California Press.